

道州制に関する意識調査結果

—中国・四国の市町村、地場企業、商工会議所—



2006年5月

広島大学道州制研究会

はじめに

広島大学道州制研究会は、2005年度から「道州制の制度設計に関する総合的件研究」に取り組んでいます。道州制に対する関心が高まっていますが、一方では理念的な議論に走りがちであり、他方では区域設定や州都といった表層的な論点にとらわれがちです。また、政府の地方制度調査会などの議論をみても必ずしも地方の実情や地方固有の課題が反映されているとはいえません。

本研究は、地方圏の視点に立ったうえで、国一地方間における事務事業、権限、税財源の配分などの考え方について具体的事例をもとに実証的かつ理論的に検討し、道州制移行にかかわる課題などを可能なかぎり体系的に整理することを意図しています。

2005年度には、各分野の専門家を招へいして研究会を開催しました。その一部は地域の方々に開放して開催し、非常に高い関心を集めました。また、全国主要地域への現地調査を行いました。さらに第28次地方制度調査会が最終答申（2006年2月28日）を行った直後に、中国・四国地方の企業関係者や市町村長を対象とした意識調査を実施しました。

この報告書は、その意識調査結果をとりまとめたものです。調査にご協力いただいた企業、市町村、商工会議所の方々にあらためてお礼申し上げます。この報告書が地域の機運醸成に少しでもお役に立てれば幸いです。

なお、本研究は、2005年度広島大学学長裁量経費（プロジェクト経費）の採択を受けて実施しました。学長裁量経費（プロジェクト経費）による研究は、文部科学省などの大型研究プロジェクトに申請して採択されなかったけれども、温めたのちに再挑戦することが適当であると認められた研究に対して学長の審査により決定されるものです。広島大学道州制研究会は、2005年度の研究成果をふまえ、今後も大型研究プロジェクトに積極的にエントリーしていきたいと思えます。

道州制のように地域の社会経済や政治過程全般にかかわる研究につきましては、地域の関係機関の方々との密接な連携なしには実行できません。今後とも引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2006年5月

広島大学道州制研究会代表 川崎 信文
(広島大学大学院社会科学部研究科長)

内 容



はじめに

道州制に関する意識調査について

1. 道州制についての関心

(1) 道州制に対する関心	1
(2) 内容の認知状況	1
(3) 関心のある事項	2

2. 道州制に対する評価

(1) 道州制についての賛否	3
(2) 道州制への移行時期	4
(3) 道州制に期待されるメリット	4
(4) 道州制に予想されるデメリット	5

3. 道州の区域設定

(1) 区域設定の方法	7
(2) 区域設定の基準	7
(3) 中国・四国地方の区域設定	9
(4) 地域の帰属感	10

4. 道州と市町村の関係

(1) 旧都道府県の扱い	12
(2) 政令指定都市の扱い	13
(3) 小規模町村の扱い	14
(4) 道州と市町村の関係	15
(5) 道州と市町村の調整	15

5. 執行機関と議会

(1) 道州知事（仮称）の任期	16
(2) 道州議会議員の選出	16
(3) 道州議会の定員	17

6. 道州制の推進課題

(1) 国の地方機関	18
(2) 道州制の移行形態	20
(3) 財政調整	21
(4) 今後の推進課題	22

自由回答のまとめ

調査票

道州制に関する意識調査について

1. 調査対象 中国・四国地方の市町村長、地域企業の代表者、商工会議所代表
2. 調査方法 郵送による自記式調査
3. 実施時期 2006年3月（第28次地方制度調査会答申直後）
4. 回収状況 総対象数2,004 有効回収数735（36.7%）

(実数、%)

	合 計			市 町 村			企 業			商工会議所		
	対象数	回答数・率		対象数	回答数・率		対象数	回答数・率		対象数	回答数・率	
全 体	2,004	735 36.7		231	121 52.4		1,692	555 32.8		81	51 63.0	
中国地方	1,297	495 38.2		123	70 56.9		1,122	388 34.6		52	33 63.5	
鳥取県	92	30 32.6		19	8 42.1		69	20 29.0		4	2 50.0	
島根県	116	45 38.8		21	15 71.4		87	27 31.0		8	3 37.5	
岡山県	362	131 36.2		31	17 54.8		318	106 33.3		13	8 61.5	
広島県	481	194 40.3		23	17 73.9		445	166 37.3		13	11 84.6	
山口県	246	91 37.0		29	13 44.8		203	69 34.0		14	9 64.3	
四国地方	707	236 33.4		108	51 47.2		570	166 29.1		29	18 62.1	
徳島県	126	47 37.3		29	14 48.3		91	30 33.0		6	3 50.0	
香川県	233	69 29.6		22	7 31.8		205	57 27.8		6	5 83.3	
愛媛県	223	77 34.5		20	13 65.0		192	56 29.2		11	8 72.7	
高知県	125	42 33.6		37	17 45.9		82	23 28.0		6	2 33.3	

- (注) 1. 市町村数は2006年3月1日現在。
 2. 企業は日本経済新聞社『会社総覧 未上場会社版』2005年版による。
 3. 地域別内訳には所属無回答を含むため、合計と一致しない。

5. 本文での表記

- (1) 回答結果を地域別、区分別（市町村、企業、商工会議所）などに集計している。
- (2) 集計結果の表は、実数と構成比を表示している。
- (3) 集計結果の表の構成比は小数点1位まで表示しているが、本文では小数点以下を四捨五入して表記している。「-」は該当回答がないことを示している。
- (4) 集計結果の表には無回答を表示していないため、単数回答の場合でも合計が一致しないことがある。複数回答の場合は合計が100%を超えることがある。
- (5) 集計結果の表の強調部分は、全体（平均）との有意差検定結果を示している。いずれも95%水準であり、太枠は99%水準で有意あることを示す。

この報告書は、広島大学道州制研究会による「道州制の制度設計に関する総合的研究」（2005年度広島大学学長裁量経費（プロジェクト経費）特別研究）の一環として実施した意識調査結果をまとめたものです。

1. 道州制についての関心

(1) 道州制に対する関心

- 道州制に対する関心の有無をみると、回答者全体では「どちらかといえば関心がある」72%に対し、「どちらかといえば関心はない」27%であり、全般に関心は高い。特に市町村の90%、商工会議所の92%は「関心がある」としている。
- これに対し、企業の関心度は67%にとどまっており、残りの3分の1は「関心がない」としている。これは、市町村と商工会議所では「関心がない」という回答が10%に満たないのと対照的である。
- 市町村の場合、人口規模によっても差がみられる。「関心がある」という回答は、人口5万人未満の64市町村では83%であり、決して低くはないが、5万人以上の55市では100%に達している。
- 中国・四国でみると、「関心がある」という回答は四国のほうが多い。これは特に四国の企業の回答が押し上げている。
- 市町村、企業、商工会議所を合計して県別にみると、島根県、徳島県、高知県において「関心がある」という回答が80%を超えている。

(2) 内容の認知状況

- 今回の調査は、「道州制とは現在の都道府県に代わる広域自治体であり、地方自治体は道州と市町村の二層から構成される」といった旨の注釈をつけて実施している。にもかかわらず、多くの企業にとって道州制とは屋上屋を架するような印象で受け取られ、公的部門のいっそうの肥大化につながりかねないと心配されているようである。自由回答（巻末）には、その種の記述が少なくない。
- これは道州制の内容が十分に理解されていないせいでもある。道州制の内容を「ある程度知っている」という回答は全体では57%であった。市町村では79%、商工会議所では75%であり、まあ高率といえる。ところが企業では51%にとどまり、これとほぼ同数の48%は「詳しくは知らない」と回答している。
- 市町村については規模によって差がみられる。人口3万人未満（64団体）と3万人以上（55団体）に分けてみると、「関心がある」という回答は83%対100%、「ある程度知っている」という回答は75%対85%となっている。規模の大きい団体のほうが関心度も認知率も高い。

表1 道州制への関心と内容の認知状況

		関心の有無		内容の認知	
		関心がある	関心はない	ある程度知っている	詳しくは知らない
全体	735	529	200	418	308
	100.0	72.0	27.2	56.9	41.9
中国	495	348	142	291	197
	100.0	70.3	28.7	58.8	39.8
四国	236	179	57	126	109
	100.0	75.8	24.2	53.4	46.2
市町村	121	109	11	95	24
	100.0	90.1	9.1	78.5	19.8
中国	70	64	5	58	11
	100.0	91.4	7.1	82.9	15.7
四国	51	45	6	37	13
	100.0	88.2	11.8	72.5	25.5
企業	555	369	182	282	267
	100.0	66.5	32.8	50.8	48.1
中国	388	252	132	205	177
	100.0	64.9	34.0	52.8	45.6
四国	166	117	49	77	89
	100.0	70.5	29.5	46.4	53.6
商議所	51	47	4	38	13
	100.0	92.2	7.8	74.5	25.5
中国	33	30	3	26	7
	100.0	90.9	9.1	78.8	21.2
四国	18	17	1	12	6
	100.0	94.4	5.6	66.7	33.3
鳥取	30	20	10	17	12
	100.0	66.7	33.3	56.7	40.0
島根	46	40	6	29	17
	100.0	87.0	13.0	63.0	37.0
岡山	132	86	45	74	57
	100.0	65.2	34.1	56.1	43.2
広島	194	141	50	121	69
	100.0	72.7	25.8	62.4	35.6
山口	93	61	31	50	42
	100.0	65.6	33.3	53.8	45.2
徳島	47	41	6	26	20
	100.0	87.2	12.8	55.3	42.6
香川	70	51	19	39	31
	100.0	72.9	27.1	55.7	44.3
愛媛	77	51	26	38	39
	100.0	66.2	33.8	49.4	50.6
高知	42	36	6	23	19
	100.0	85.7	14.3	54.8	45.2

(3) 関心のある事項

- ・道州制のどのような問題に関心があるかについては、全体では「国・道州・市町村の権限・事務の配分」66%、「国・道州・市町村の税財源の配分」64%、「道州の区域設定」58%の3つが上位にあげられている。これらの上位グループから少し離れて、「権限移譲や規制緩和による地域経済の活性化」49%、「国・地方を通じての行財政改革」36%、「州都」36%の3項目が続いている。
- ・市町村と企業のあいだでは意見が少し分かれた。市町村の場合、「税財源の配分」85%という回答と「権限・事務の配分」81%という回答がほぼ同率である。やや離れて「道州の区域設定」が62%で続き、さらに「小規模町村の扱い」「国・地方を通じての行財政改革」「地域経済の活性化」「道州制への移行方法・移行時期（全国一斉か先行を認めるか）」の4つが40%台で並んでいる。

表2 道州制について関心のある事項

	権限・事務の配分	税財源の配分	道州の区域設定	移行方法・移行時期	道州の議会・議員	道州の長・執行機関	大都市の扱い	政令市などの扱い	小規模町村の扱い	現行の県区域の扱い	国の地方機関統廃合	州都	国・地方行財政改革	地域経済活性化	その他	
全体	735	486	468	424	200	150	150	26	132	144	211	145	263	266	361	13
中国	495	328	315	272	131	105	96	19	100	99	139	98	188	180	246	9
四国	236	156	151	151	69	44	53	7	32	44	71	47	75	85	114	4
市町村	121	98	103	75	53	16	21	2	10	57	36	22	42	57	57	2
中国	70	55	62	40	30	11	12	1	9	36	19	11	30	34	38	2
四国	51	43	41	35	23	5	9	1	1	21	17	11	12	23	19	-
企業	555	347	323	311	125	124	113	21	110	78	158	111	198	189	268	10
中国	388	245	227	207	89	88	76	16	80	60	111	78	146	133	184	6
四国	166	102	96	103	36	36	37	5	30	18	47	33	52	56	84	4
商議所	51	37	39	35	21	8	13	3	11	7	13	9	22	18	33	1
中国	33	26	25	22	11	5	6	2	10	2	6	6	11	12	22	1
四国	18	11	14	13	10	3	7	1	1	5	7	3	11	6	11	-
鳥取	30	19	19	20	7	4	6	0	1	16	11	4	8	9	14	1
島根	46	35	36	24	9	8	5	0	3	22	19	6	13	16	28	1
岡山	132	86	78	75	27	25	27	6	24	20	38	26	51	50	60	2
広島	194	124	122	115	62	44	43	10	58	23	46	39	94	71	97	4
山口	93	64	60	38	26	24	15	3	14	18	25	23	22	34	47	1
徳島	47	33	30	39	13	11	11	1	3	11	16	7	11	20	26	1
香川	70	44	39	39	20	13	17	1	12	7	20	16	29	27	28	1
愛媛	77	50	52	52	24	13	18	2	10	10	19	14	28	23	38	1
高知	42	29	30	21	12	7	7	3	7	16	16	10	7	15	22	1

(注) 複数回答

- ・企業の場合は、「権限・事務の配分」63%、「税財源の配分」58%、「道州の区域設定」56%、「地域経済の活性化」48%の4点が上位にあげられている。上位項目は市町村とほぼ共通しているが、前項でみたように企業では道州制に「関心がない」「詳しくは知らない」という回答が少なくない

せいか、関心のある事項についての回答率は全般に市町村を下回る。

・逆に企業の回答率が市町村を上回るのは、「道州の議会と議員」「道州の長・執行機関」「政令指定都市・中核市・特例市の扱い」「国の地方支分局の統廃合」などである。これらの事項について市町村の回答は10%内外から10%台後半であるのに対し、企業の回答はそれぞれ20%前後である。これらの回答率そのものはさほど高いとはいえないものの、企業は市町村に比較して、いわば行政コストにかかわる項目に相対的に強く反応しているといえる。

・「小規模町村の扱い」という選択肢への回答は市町村では47%であるが、企業では14%と顕著な格差がある。市町村については人口規模別にみると、3万人未満では66%、うち1万人未満では78%と高い関心を示しているが、3万人以上の団体では25%にとどまる。

・「州都」という選択肢についての回答は市町村では35%、企業では36%であり、ほとんど同率である。しかし、市町村・企業・商工会議所の回答を合計して県別に比較すると、国の支分局が集積している広島県49%と香川県41%で高いのに対し、岡山・山口2県では30%台、鳥取・島根・山口・徳島4県では20%台に低下し、さらに高知県では17%と低くなっている。市町村に限定して「州都」という回答を県別にみるなら、広島県65%、島根県60%、愛媛県39%、岡山県35%の順で高い。企業に限定した場合は広島県47%、岡山県41%、香川県39%、愛媛県32%と順番が少し異なる。島根県の市町村は「州都」への関心が広島県の市町村に次いで高いが、島根県の企業の回答は11%と高くない。岡山県では企業の回答の高さに比較すると市町村の回答はそれほど高くない。広島県では市町村・企業ともに9県のなかで最も高い関心を示している。

2. 道州制に対する評価

(1) 道州制についての賛否

・道州制への賛否について、全体では「賛成であり、積極的に推進する」37%、「賛成ではないが、時代の流れとして仕方がない」36%であり、拮抗している。両者を合計すると72%は積極的または消極的に賛成している。「賛成しない」という回答は7%にすぎない。

表3 道州制についての賛否

		賛成、 積極的 推進	非賛成、 仕方が ない	賛成し ない	よく分 からな い
全 体		735	268	262	49
		100.0	36.5	35.6	6.7
					134
中国		495	188	160	38
		100.0	38.0	32.3	7.7
					95
四国		236	80	99	11
		100.0	33.9	41.9	4.7
					38
市町村		121	44	47	7
		100.0	36.4	38.8	5.8
					18
中国		70	25	26	5
		100.0	35.7	37.1	7.1
					12
四国		51	19	21	2
		100.0	37.3	41.2	3.9
					6
企 業		555	198	192	39
		100.0	35.7	34.6	7.0
					110
中国		388	145	122	31
		100.0	37.4	31.4	8.0
					78
四国		166	53	69	8
		100.0	31.9	41.6	4.8
					32
商議所		51	25	20	1
		100.0	49.0	39.2	2.0
					4
中国		33	17	11	1
		100.0	51.5	33.3	3.0
					4
四国		18	8	9	-
		100.0	44.4	50.0	-
					-
鳥 取		30	5	10	8
		100.0	16.7	33.3	26.7
島 根		46	13	20	1
		100.0	28.3	43.5	2.2
岡 山		132	44	45	10
		100.0	33.3	34.1	7.6
広 島		194	91	54	13
		100.0	46.9	27.8	6.7
山 口		93	35	31	6
		100.0	37.6	33.3	6.5
徳 島		47	12	23	-
		100.0	25.5	48.9	-
香 川		70	32	20	7
		100.0	45.7	28.6	10.0
愛 媛		77	23	38	1
		100.0	29.9	49.4	1.3
高 知		42	13	18	3
		100.0	31.0	42.9	7.1

- ・積極的賛成と消極的賛成の内訳をみると、市町村では36%と39%で計75%、企業では36%と35%で計70%であり、それほど大きな差はない。市町村では「仕方がない」という消極的賛成が多い分だけ、合計すると賛成意見が企業を上回る。
- ・市町村の場合、「賛成しない」という回答は人口3万人以上ではゼロであるが、3万人未満では64団体のうち6団体、うち5千人未満では14団体のうち3団体を占めており、中小規模の団体において道州制に対する不安が垣間みられる。
- ・県別にみると、賛成という意見は愛媛県で最も高く、ほぼ8割に達している。「積極的に推進」という明確な賛成意見は、広島県と香川県では半数近くを占めている。一方、鳥取県については賛成意見は50%と少なく、27%は「賛成しない」としている。同県においては「よく分からない」という回答保留の割合も比較的多い。

表4 道州制への移行時期

		おおむね5年以内	おおむね10年以内	おおむね15年以内	おおむね20年以内	おおむね20年以上	よく分からない
全体	530	123	297	48	29	4	26
	100.0	23.2	56.0	9.1	5.5	0.8	4.9
中国	348	93	194	29	15	1	14
	100.0	26.7	55.7	8.3	4.3	0.3	4.0
四国	179	30	103	19	12	2	12
	100.0	16.8	57.5	10.6	6.7	1.1	6.7
市町村	91	15	43	16	9	-	5
	100.0	16.5	47.3	17.6	9.9	-	5.5
中国	51	8	22	10	5	-	4
	100.0	15.7	43.1	19.6	9.8	-	7.8
四国	40	7	21	6	4	-	1
	100.0	17.5	52.5	15.0	10.0	-	2.5
企業	390	102	225	26	17	2	18
	100.0	26.2	57.7	6.7	4.4	0.5	4.6
中国	267	79	153	15	10	1	9
	100.0	29.6	57.3	5.6	3.7	0.4	3.4
四国	122	23	72	11	6	1	9
	100.0	18.9	59.0	9.0	4.9	0.8	7.4
商議所	45	5	28	6	2	1	3
	100.0	11.1	62.2	13.3	4.4	2.2	6.7
中国	28	5	18	4	-	-	1
	100.0	17.9	64.3	14.3	-	-	3.6
四国	17	-	10	2	2	1	2
	100.0	-	58.8	11.8	11.8	5.9	11.8

(注) 表3で「賛成」という回答者を対象。

(2) 道州制への移行時期

- ・道州制に賛成している市町村・企業・商工会議所に対しては、「いつごろが適当と思うか」という形で移行時期を尋ねた。全体では「おおむね5年以内」23%、「おおむね10年以内」56%、「おおむね15年以内」9%であり、これらを累計すると88%を占める。15年を超える回答は少なく、合計しても6%程度である。
- ・「5年以内」と「10年以内」を合計すると市町村では64%であるが、企業では84%であり、企業のほうが前倒し観が強くあらわれている。特に中国地方の企業では30%が「5年以内」としている。

(3) 道州制に期待されるメリット

- ・道州制に期待されるメリットについて、全体では「県庁や県議会の整理・統合により、地方の行財政合理化ができる」53%、「道州独自の地域政策を展開できる（産業振興、学校教育、保健・福祉・医療など）」47%、「国の地方支分局の整理・統合により、国の行財政合理化ができる」44%という3項目が上位にあげられている。国であるか地方であるかを問わず、行財政改革についての関心が全般に高い。
- ・市町村と企業のあいだには全般にそれほど大きな差はみられない。そのなかで「市町村の事務・権限が拡大され、きめ細かい行政サービスを実施できる」については、企業では8%と懐疑的であるが、市町村では19%に達している。ただし、人口3万人以上の団体では29%と比較的高率であるが、3万人未満の団体では9%にとどまる。これは、小規模町村では財政制約が厳しいことに加え、回答にあたって想定している「事務・権限」の内容が異なることも考えられる。

- ・ 県別にみると、鳥取県と島根県において「県境を越えた経済活動が活発化する」という回答が企業・市町村ともに50%から60%を超えている。「県境を越えた経済活動が活発化する」という回答は、徳島県の市町村でも64%と高い（ただし、企業は47%）。
- ・ なお、「道州独自の地域政策」という回答は全体では2番目に多いが、鳥取県の回答は9県のなかで最も低い27%である（市町村・企業の回答はほとんど変わらない）。

表5 道州制に期待されるメリット

	独自の 地域政 策展開	県境を 超えた 経済	独自の 社会資 本整備	中枢・ 中核都 市育成	国の行 財政合 理化	地方の 行財政 合理化	行政事 務の簡 素化	地域の 一体感 醸成	参加意 識の強 まり	人口増 加、減 少緩和	国際経 済文化 交流圏	きめ細 かい行 政	その他	
全 体	735 100.0	348 47.3	274 37.3	151 20.5	81 11.0	322 43.8	390 53.1	109 14.8	59 8.0	9 1.2	20 2.7	37 5.0	75 10.2	13 1.8
中国	495 100.0	242 48.9	183 37.0	102 20.6	62 12.5	220 44.4	251 50.7	71 14.3	39 7.9	5 1.0	10 2.0	20 4.0	58 11.7	6 1.2
四国	236 100.0	105 44.5	88 37.3	47 19.9	19 8.1	100 42.4	137 58.1	38 16.1	20 8.5	4 1.7	9 3.8	16 6.8	17 7.2	7 3.0
市町村	121 100.0	60 49.6	44 36.4	17 14.0	12 9.9	52 43.0	72 59.5	24 19.8	9 7.4	-	-	3 2.5	23 19.0	3 2.5
中国	70 100.0	34 48.6	26 37.1	9 12.9	9 12.9	32 45.7	39 55.7	11 15.7	8 11.4	-	-	2 2.9	17 24.3	2 2.9
四国	51 100.0	26 51.0	18 35.3	8 15.7	3 5.9	20 39.2	33 64.7	13 25.5	1 2.0	-	-	1 2.0	6 11.8	1 2.0
企 業	555 100.0	252 45.4	211 38.0	119 21.4	61 11.0	246 44.3	288 51.9	77 13.9	43 7.7	9 1.6	17 3.1	31 5.6	45 8.1	9 1.6
中国	388 100.0	181 46.6	146 37.6	83 21.4	47 12.1	172 44.3	193 49.7	55 14.2	28 7.2	5 1.3	8 2.1	16 4.1	38 9.8	3 0.8
四国	166 100.0	71 42.8	64 38.6	36 21.7	14 8.4	73 44.0	95 57.2	22 13.3	15 9.0	4 2.4	9 5.4	14 8.4	7 4.2	6 3.6
商議所	51 100.0	33 64.7	16 31.4	13 25.5	8 15.7	21 41.2	25 49.0	6 11.8	7 13.7	-	2 3.9	3 5.9	7 13.7	1 2.0
中国	33 100.0	25 75.8	10 30.3	10 30.3	6 18.2	14 42.4	16 48.5	3 9.1	3 9.1	-	2 6.1	2 6.1	3 9.1	1 3.0
四国	18 100.0	8 44.4	6 33.3	3 16.7	2 11.1	7 38.9	9 50.0	3 16.7	4 22.2	-	-	1 5.6	4 22.2	-
鳥 取	30 100.0	8 26.7	17 56.7	3 10.0	2 6.7	17 56.7	16 53.3	3 10.0	2 6.7	1 3.3	1 3.3	0 0.0	1 3.3	-
島 根	46 100.0	19 41.3	26 56.5	11 23.9	8 17.4	16 34.8	26 56.5	6 13.0	3 6.5	-	-	1 2.2	5 10.9	1 2.2
岡 山	132 100.0	68 51.5	45 34.1	21 15.9	20 15.2	56 42.4	65 49.2	16 12.1	15 11.4	1 0.8	4 3.0	11 8.3	11 8.3	1 0.8
広 島	194 100.0	105 54.1	62 32.0	50 25.8	27 13.9	85 43.8	89 45.9	32 16.5	15 7.7	2 1.0	2 1.0	6 3.1	28 14.4	4 2.1
山 口	93 100.0	42 45.2	33 35.5	17 18.3	5 5.4	46 49.5	55 59.1	14 15.1	4 4.3	1 1.1	3 3.2	2 2.2	13 14.0	-
徳 島	47 100.0	21 44.7	24 51.1	14 29.8	2 4.3	19 40.4	23 48.9	9 19.1	4 8.5	-	2 4.3	3 6.4	3 6.4	1 2.1
香 川	70 100.0	29 41.4	23 32.9	11 15.7	4 5.7	32 45.7	45 64.3	6 8.6	9 12.9	1 1.4	4 5.7	7 10.0	4 5.7	2 2.9
愛 媛	77 100.0	35 45.5	29 37.7	14 18.2	11 14.3	33 42.9	45 58.4	13 16.9	6 7.8	1 1.3	2 2.6	5 6.5	8 10.4	2 2.6
高 知	42 100.0	20 47.6	12 28.6	8 19.0	2 4.8	16 38.1	24 57.1	10 23.8	1 2.4	2 4.8	1 2.4	1 2.4	2 4.8	2 4.8

(注) 複数回答

(4) 道州制に予想されるデメリット

- ・ 道州制移行に伴ってメリットが期待される一方、デメリットについての不安もある。予想されるデメリットについて、全体では「産業構造や税収のちがいにより、地域格差が拡大する」55%、

「道州内で特定の都市への集中が進み、地域格差が拡大する」43%となっている。これらに次いで「道州の一体感が形成されにくい」と「依然として国の権限が強く、道州は中二階のような位置にとどまる」がそれぞれ29%で続いている。

- これらの上位回答について市町村と企業のあいだで大きなちがいはない。しかし、回答差が比較的大きい項目もある。たとえば「現行の県と国の地方支分局の寄せ集めに終わり、かえって行政の肥大化につながる」については、市町村では7%であるが、企業では25%である。逆に、「道州内で特定の都市への集中」については、企業では39%であるのに対し、市町村では57%（特に中国地方の市町村では61%）に達している。さらに「企業や家計の負担が増大する（税、社会保障など）」については、市町村では3%であるものの、企業の回答は14%である。
- このうち「道州内で特定の都市への集中」という回答は、広島県と愛媛県では30%台にとどまっ

表6 道州制に予想されるデメリット

		地域格差拡大	社会資本整備の遅れ	財政の深刻化	企業・家計の負担増	一体感が生まれない	道州が中二階になる	行政の肥大化	道州内での一極集中	その他	
全体		735	403	161	130	93	215	215	154	314	19
		100.0	54.8	21.9	17.7	12.7	29.3	29.3	21.0	42.7	2.6
	中国	495	263	111	85	66	141	148	106	205	13
		100.0	53.1	22.4	17.2	13.3	28.5	29.9	21.4	41.4	2.6
	四国	236	139	49	45	27	70	66	47	108	6
		100.0	58.9	20.8	19.1	11.4	29.7	28.0	19.9	45.8	2.5
市町村		121	70	25	29	4	32	44	9	69	5
		100.0	57.9	20.7	24.0	3.3	26.4	36.4	7.4	57.0	4.1
	中国	70	39	12	14	2	18	28	5	43	3
		100.0	55.7	17.1	20.0	2.9	25.7	40.0	7.1	61.4	4.3
	四国	51	31	13	15	2	14	16	4	26	2
		100.0	60.8	25.5	29.4	3.9	27.5	31.4	7.8	51.0	3.9
企業		555	296	122	94	80	161	159	136	216	13
		100.0	53.3	22.0	16.9	14.4	29.0	28.6	24.5	38.9	2.3
	中国	388	199	88	67	60	107	114	94	146	9
		100.0	51.3	22.7	17.3	15.5	27.6	29.4	24.2	37.6	2.3
	四国	166	97	34	27	20	53	45	42	70	4
		100.0	58.4	20.5	16.3	12.0	31.9	27.1	25.3	42.2	2.4
商議所		51	34	13	6	7	16	10	7	27	1
		100.0	66.7	25.5	11.8	13.7	31.4	19.6	13.7	52.9	2.0
	中国	33	23	11	3	2	13	5	6	15	1
		100.0	69.7	33.3	9.1	6.1	39.4	15.2	18.2	45.5	3.0
	四国	18	11	2	3	5	3	5	1	12	-
		100.0	61.1	11.1	16.7	27.8	16.7	27.8	5.6	66.7	-
鳥取		30	20	4	5	2	11	5	8	19	-
		100.0	66.7	13.3	16.7	6.7	36.7	16.7	26.7	63.3	-
島根		46	29	16	6	2	7	14	6	21	1
		100.0	63.0	34.8	13.0	4.3	15.2	30.4	13.0	45.7	2.2
岡山		132	70	24	28	21	40	42	28	54	6
		100.0	53.0	18.2	21.2	15.9	30.3	31.8	21.2	40.9	4.5
広島		194	98	45	35	33	52	62	46	65	6
		100.0	50.5	23.2	18.0	17.0	26.8	32.0	23.7	33.5	3.1
山口		93	46	22	11	8	31	25	18	46	-
		100.0	49.5	23.7	11.8	8.6	33.3	26.9	19.4	49.5	-
徳島		47	30	8	12	9	11	12	7	27	-
		100.0	63.8	17.0	25.5	19.1	23.4	25.5	14.9	57.4	-
香川		70	32	12	5	4	17	27	21	34	3
		100.0	45.7	17.1	7.1	5.7	24.3	38.6	30.0	48.6	4.3
愛媛		77	49	22	19	8	28	19	13	27	1
		100.0	63.6	28.6	24.7	10.4	36.4	24.7	16.9	35.1	1.3
高知		42	28	7	9	6	14	8	6	20	2
		100.0	66.7	16.7	21.4	14.3	33.3	19.0	14.3	47.6	4.8

(注) 複数回答

ているのに対し、鳥取県と徳島県では60%前後と高い。市町村に限定してもっと細かくみると、岡山県では82%と最も高い（ただし同県の企業の回答は35%であり、それほど高率ではない）。以下、鳥取県75%（企業60%）、徳島県71%（同50%）の順となっている。中国・四国の周辺に位置する県の特に市町村において、「道州内で特定の都市への集中」を懸念する回答が目立つ。

- ・そのほか「全国一律的な社会資本整備が進展しない（高速道路、新幹線など）」という回答は全体では22%であるが、島根県では35%（特に同県の市町村では47%）である。
- ・また、「道州および市町村の財政がさらに深刻化する」という回答は全体では18%（市町村24%、企業17%）であるが、中国地方の市町村では20%であるのに対し、四国の市町村では29%であり、約1.5倍の開きがみられる。

3. 道州の区域設定

(1) 区域設定の方法

- ・第28次地方制度調査会答申では、道州の区域の画定方法について「国は道州の予定区域を示す。都道府県は、その区域内の市町村の意見を聴き、一定期限内に、協議により当該予定区域に関する意見（変更案等）を定めて、国に提出できる。国は、当該意見を尊重して区域に関する法律案を作成する」としている。

- ・今回の調査で区域設定の方法を尋ねたところ、全体では「国が予定区域を示し、都道府県は市町村の意見を聴き、国はその意見を尊重して法律で定める」という回答が37%で最も多く、「国が予定区域を示し、都道府県で住民投票を行い、民意を反映したうえで、国が法律で定める」28%、「国が予定区域を示し、都道府県の議決を得た区域について、国が法律で定める」22%の順となっている。

- ・この設問は技術的・専門的であるため、「よく分からない」または無回答（いずれの選択肢にも回答がないもの）が多く、合計で11%にのぼった。
- ・市町村では、第28次地方制度調査会答申に準じて「都道府県は市町村の意見を聴き」という回答が過半数の56%を占めている。「都道府県の議決」という回答は18%、「都道府県で住民投票を行い」という回答は12%である。
- ・一方、企業の場合、「都道府県は市町村の意見を聴き」という回答は32%であり、わずかながら「都道府県で住民投票を行い」という回答が33%で上回っている。「都道府県の議決」という回答は23%であった。

(2) 区域設定の基準

表7 区域の設定方法

		県が市町村の意見を聴く	県が議決する	県で住民投票を実施	その他	よく分からない
全 体		735	270	162	208	7
		100.0	36.7	22.0	28.3	1.0
	中国	495	188	112	127	6
	四国	236	82	50	77	1
市町村		121	68	22	15	1
		100.0	56.2	18.2	12.4	0.8
	中国	70	41	11	10	-
	四国	51	27	11	5	1
企 業		555	176	125	181	5
		100.0	31.7	22.5	32.6	0.9
	中国	388	128	92	111	5
	四国	166	48	33	69	-
商議所		51	26	13	7	1
		100.0	51.0	25.5	13.7	2.0
	中国	33	19	7	4	1
	四国	18	7	6	3	-

- ・道州の区域を決めるときに重視すべき事項について、全体では「経済的なつながり（電力会社やJRの範囲、地方銀行の展開など）」66%、「地理的な位置関係」53%となっている。これらに次いで、「社会的なつながり（人口移動や高等教育の進学先など）」「歴史的・文化的なつながり」「政治的・行政的な範囲（国の地方機関の範囲、比例選挙区、国土計画の範囲など）」という3項目が30%台で並んでいる
- ・「経済的なつながり」については市町村と企業の回答はそれぞれ60%台半ばであり、差はない。市町村は企業に較べて「社会的なつながり」を重視しているほか、「地理的な位置関係」「歴史的・文化的なつながり」「政治的・行政的な範囲」についても企業の回答を上回っている。逆に「税財源の偏りの是正」について市町村の回答は13%であるが、企業では21%と少し高い。

表8 区域の設定基準

		経済的な つながり	社会的な つながり	歴史的・ 文化的な つながり	政治・行 政の範囲	地理的な 位置関係	税財源の 偏り是正	その他	よく分か らない	
全 体		735	485	254	271	231	390	136	4	30
		100.0	66.0	34.6	36.9	31.4	53.1	18.5	0.5	4.1
	中国	495	340	184	166	159	247	91	4	25
		100.0	68.7	37.2	33.5	32.1	49.9	18.4	0.8	5.1
	四国	236	144	70	103	72	139	45	-	5
		100.0	61.0	29.7	43.6	30.5	58.9	19.1	-	2.1
市町村		121	81	55	50	43	69	16	-	2
		100.0	66.9	45.5	41.3	35.5	57.0	13.2	-	1.7
	中国	70	50	38	29	24	42	9	-	1
		100.0	71.4	54.3	41.4	34.3	60.0	12.9	-	1.4
	四国	51	31	17	21	19	27	7	-	1
		100.0	60.8	33.3	41.2	37.3	52.9	13.7	-	2.0
企 業		555	359	172	203	168	282	114	4	26
		100.0	64.7	31.0	36.6	30.3	50.8	20.5	0.7	4.7
	中国	388	260	125	127	124	178	79	4	22
		100.0	67.0	32.2	32.7	32.0	45.9	20.4	1.0	5.7
	四国	166	99	47	76	44	103	35	-	4
		100.0	59.6	28.3	45.8	26.5	62.0	21.1	-	2.4
商議所		51	41	25	15	17	33	6	-	2
		100.0	80.4	49.0	29.4	33.3	64.7	11.8	-	3.9
	中国	33	27	19	9	8	24	3	-	2
		100.0	81.8	57.6	27.3	24.2	72.7	9.1	-	6.1
	四国	18	14	6	6	9	9	3	-	-
		100.0	77.8	33.3	33.3	50.0	50.0	16.7	-	-
鳥 取		30	20	9	11	10	15	12	-	1
		100.0	66.7	30.0	36.7	33.3	50.0	40.0	-	3.3
島 根		46	35	23	14	11	21	13	-	-
		100.0	76.1	50.0	30.4	23.9	45.7	28.3	-	-
岡 山		132	93	56	45	35	65	24	1	5
		100.0	70.5	42.4	34.1	26.5	49.2	18.2	0.8	3.8
広 島		194	135	60	70	71	98	27	1	9
		100.0	69.6	30.9	36.1	36.6	50.5	13.9	0.5	4.6
山 口		93	57	36	26	32	48	15	2	10
		100.0	61.3	38.7	28.0	34.4	51.6	16.1	2.2	10.8
徳 島		47	33	15	15	14	24	12	-	-
		100.0	70.2	31.9	31.9	29.8	51.1	25.5	-	-
香 川		70	41	20	35	20	39	10	-	1
		100.0	58.6	28.6	50.0	28.6	55.7	14.3	-	1.4
愛 媛		77	44	23	38	22	52	17	-	3
		100.0	57.1	29.9	49.4	28.6	67.5	22.1	-	3.9
高 知		42	26	12	15	16	24	6	-	1
		100.0	61.9	28.6	35.7	38.1	57.1	14.3	-	2.4

(注) 複数回答

- ・四国では、「地理的な位置関係」という回答が中国地方に較べて多い。特に愛媛県では68%（市町村69%、企業66%）、であり、「経済的なつながり」57%（市町村54%、企業52%）という回答を上回っている。しかし、残り3県では「経済的なつながり」という回答がわずかながら第1位である。特に徳島県では「地理的な位置関係」という回答は51%（市町村43%、企業57%）と相対的に少なく、代わりに「経済的なつながり」という回答が70%（市町村79%、企業67%）にのぼっている。

（3）中国・四国地方の区域設定

- ・第28次地方制度調査会答申では、中国・四国地方における道州の区域について、個別に扱う案と一体的に扱う案が例示されている。
- ・今回の調査によると、「中国・四国地方は最初から別々でよい」が51%で過半数を占め、「当面は別々だが、将来的には一緒にしてもよい」が21%、「最初から一緒にのほうがよい」は17%となった。「一緒に」という回答は「最初から」と「将来的に」を合計しても38%である。
- ・県別にみると、「最初から別々」という回答は島根・鳥取・高知3県では60%以上、広島・山口・香川3県では50%台であるが、岡山県では27%と低い。その代わりに岡山県では43%が「最初から一緒に」としている（市町村41%、企業40%）。
- ・「最初から一緒に」という回答は岡山県を除く他県ではおおむね10%台、鳥取・島根・徳島3県では1桁にとどまる。現在とはともかく、将来的に財政制約がさらに強まるとみているせいか、「将来的に一緒に」という回答は全般に四国のほうが高い（徳島・愛媛両県では30%を超える）。
- ・「最初から一緒に」と「将来的に一緒に」を合計すると、岡山県では64%に達する（市町村65%、企業62%）。しかし、鳥取・島根2県では20%台前半、広島県と山口県では30%前後である。四国では高知県で26%と少し低いものの、徳島県と香川県では30%台である。つまり、ほとんどの県で「一緒に」という回答は「最初から別々」という回答を下回っている。ただし、愛媛県では「一緒に」という回答が合計で48%（市町村46%、企業48%）であり、岡山県に次いで多く、岡山県と同様に

表9 中国・四国地方の区域設定

		最初から一緒に	最初から別々	最初は別だが、将来は一緒に	その他	よく分からない
全体		735	127	372	153	13
		100.0	17.3	50.6	20.8	1.8
中国		495	94	253	94	8
		100.0	19.0	51.1	19.0	1.6
四国		236	33	116	58	5
		100.0	14.0	49.2	24.6	2.1
市町村		121	17	60	24	4
		100.0	14.0	49.6	19.8	3.3
中国		70	12	36	14	1
		100.0	17.1	51.4	20.0	1.4
四国		51	5	24	10	3
		100.0	9.8	47.1	19.6	5.9
企業		555	97	280	122	7
		100.0	17.5	50.5	22.0	1.3
中国		388	72	197	77	6
		100.0	18.6	50.8	19.8	1.5
四国		166	25	82	45	1
		100.0	15.1	49.4	27.1	0.6
商議所		51	12	28	6	2
		100.0	23.5	54.9	11.8	3.9
中国		33	9	18	3	1
		100.0	27.3	54.5	9.1	3.0
四国		18	3	10	3	1
		100.0	16.7	55.6	16.7	5.6
鳥取		30	1	19	6	1
		100.0	3.3	63.3	20.0	3.3
島根		46	3	32	7	1
		100.0	6.5	69.6	15.2	2.2
岡山		132	57	36	28	2
		100.0	43.2	27.3	21.2	1.5
広島		194	22	113	35	2
		100.0	11.3	58.2	18.0	1.0
山口		93	11	53	18	2
		100.0	11.8	57.0	19.4	2.2
徳島		47	1	20	15	4
		100.0	2.1	42.6	31.9	8.5
香川		70	13	35	14	1
		100.0	18.6	50.0	20.0	1.4
愛媛		77	13	35	24	-
		100.0	16.9	45.5	31.2	-
高知		42	6	26	5	-
		100.0	14.3	61.9	11.9	-

「最初から別々」という回答を上回っている。

- ・前項でみた設定基準別に区域設定の考え方について集計してみた。その結果、中国・四国で相反する傾向があらわれるなど、特徴を明確に特定することはできなかった。にもかかわらず、前項で「税財源の偏りの是正」をあげた回答者は、「最初から一緒」あるいは「将来的に一緒」という選択肢の回答率が比較的高いことが分かった（中国44%、四国53%）。

(4) 地域の帰属感

- ・今回の調査では、道州のような新たな広域行政圏域と人々の意識との関連を検討するため、自地域の帰属意識を調べてみた。具体的には、「市町村や企業が立地している土地は、どの範囲に属していると思うか。どの範囲で呼ばれるときに最も馴染みやすいか」という質問をした。

表10 地域の帰属意識

		より広域 の地方	地方ブ ロック	地方ブ ロックの 中の区分	県	県内の一 部地域	現在の市 町村の名 称	合併以前 の市町村 の名称	その他	
全 体	735	129	365	173	286	87	206	50	7	
	100.0	17.6	49.7	23.5	38.9	11.8	28.0	6.8	1.0	
	中国	495	99	218	137	178	57	141	31	7
	100.0	20.0	44.0	27.7	36.0	11.5	28.5	6.3	1.4	
	四国	236	29	144	35	107	30	64	19	-
	100.0	12.3	61.0	14.8	45.3	12.7	27.1	8.1	-	
市町村	121	20	62	28	50	22	41	6	4	
	100.0	16.5	51.2	23.1	41.3	18.2	33.9	5.0	3.3	
	中国	70	14	30	21	23	11	19	3	4
	100.0	20.0	42.9	30.0	32.9	15.7	27.1	4.3	5.7	
	四国	51	6	32	7	27	11	3	-	
	100.0	11.8	62.7	13.7	52.9	21.6	43.1	5.9	-	
企 業	555	94	273	125	214	58	150	37	3	
	100.0	16.9	49.2	22.5	38.6	10.5	27.0	6.7	0.5	
	中国	388	72	173	99	146	40	115	24	3
	100.0	18.6	44.6	25.5	37.6	10.3	29.6	6.2	0.8	
	四国	166	22	100	25	68	18	35	13	-
	100.0	13.3	60.2	15.1	41.0	10.8	21.1	7.8	-	
商議所	51	11	25	18	21	6	14	7	-	
	100.0	21.6	49.0	35.3	41.2	11.8	27.5	13.7	-	
	中国	33	10	13	15	9	5	7	4	-
	100.0	30.3	39.4	45.5	27.3	15.2	21.2	12.1	-	
	四国	18	1	12	3	12	1	7	3	-
	100.0	5.6	66.7	16.7	66.7	5.6	38.9	16.7	-	
鳥 取	30	3	8	19	12	6	9	-	-	
	100.0	10.0	26.7	63.3	40.0	20.0	30.0	-	-	
島 根	46	5	21	20	11	10	11	2	1	
	100.0	10.9	45.7	43.5	23.9	21.7	23.9	4.3	2.2	
岡 山	132	40	53	36	43	8	39	7	-	
	100.0	30.3	40.2	27.3	32.6	6.1	29.5	5.3	-	
広 島	194	35	98	44	82	21	53	9	2	
	100.0	18.0	50.5	22.7	42.3	10.8	27.3	4.6	1.0	
山 口	93	16	38	18	30	12	29	13	4	
	100.0	17.2	40.9	19.4	32.3	12.9	31.2	14.0	4.3	
徳 島	47	6	31	6	26	3	13	4	-	
	100.0	12.8	66.0	12.8	55.3	6.4	27.7	8.5	-	
香 川	70	11	41	11	35	5	14	6	-	
	100.0	15.7	58.6	15.7	50.0	7.1	20.0	8.6	-	
愛 媛	77	11	46	13	32	14	25	8	-	
	100.0	14.3	59.7	16.9	41.6	18.2	32.5	10.4	-	
高 知	42	1	26	5	14	8	12	1	-	
	100.0	2.4	61.9	11.9	33.3	19.0	28.6	2.4	-	

(注) 複数回答

- これによると、全体では「地方ブロック（中国地方、四国など）」という最も一般的な回答が50%を占め、このほか「県」39%、「現在の市町村の名称」28%、「地方ブロックの中の地理的区分（山陰、山陽、瀬戸内、東中国、西四国など）」24%となっている。「合併以前の市町村の名称」については7%と少ない。
- 市町村と企業の差はあまり大きくない。そのなかで「県内の一部地域や旧藩（伯耆、石見、山口西部、伊予、高知東部）」と「現在の市町村の名称」については、市町村の回答が企業の回答をほんの少し上回っている。
- この設問については、中国・四国間ならびに県間の差が大きい。四国では「地方ブロック」という回答が61%であり、中国地方の44%を20ポイント近く上回る。特に徳島・香川2県では「県」という回答もそれぞれ50%を超えている。一方、中国地方のうち特に鳥取・島根2県においては「地方ブロックの中の地理的区分」という回答が多い。おそらく山陰や日本海側といった呼称が想定されているはずであり、鳥取県では63%、島根県では44%となっている。
- 「より広域の地方（西日本、中国・四国地方、中四国など）」という回答は、高知県では1桁、残り7県では10%台である。しかし、岡山県については30%を占めている。ただし、同県の商工会議所では63%（8団体中5団体）を占めるものの、市町村では24%、企業では28%である。
- このような帰属意識別に区域設定の考え方を比較してみた。中国地方の場合、「地方ブロック」「地方ブロックの一部」「県」「県内の一部地域」あるいは「現在の市町村」に帰属すると回答した市町村や企業のそれぞれ50%以上は、「中国・四国地方は最初から別々」と回答している。「最初から一緒」あるいは「将来的に一緒」という回答は、合計してもそれぞれ30%台である。
- これに対し、「より広域の地方」に帰属すると回答した市町村や企業のうち「最初から別々」という回答は25%と少なく、43%は「最初から一緒」としている。これに「将来的に一緒」という回答を加えると65%、ほぼ3分の2を占める。
- 一方、四国については「より広域の地方」と回答した市町村や企業のうち「最初から一緒」という回答は21%、「将来的に一緒」という回答を合計しても45%であり、「地方ブロック」や「地方ブロックの一部」に帰属すると回答した場合に比較して大差はない。
- 一般には帰属意識が区域設定に影響を与えると考えるのが自然であろうが、中国地方の市町村や企業のうち「より広域の地方」を回答した対象者の場合は、区域設定が先行して想定され、帰属感が付随して回答されているとも考えられよう。

表11 地域の帰属意識と区域設定の考え方

		最初から一緒	最初から別々	最初は別だが、将来は一緒	
中国地方	広域地方	99 100.0	43 43.4	25 25.3	21 21.2
	地方ブロック	218 100.0	40 18.3	123 56.4	42 19.3
	地方ブロックの一部	137 100.0	21 15.3	75 54.7	28 20.4
	県	178 100.0	27 15.2	100 56.2	37 20.8
	県内の一部	57 100.0	2 3.5	31 54.4	16 28.1
	現在の市町村	141 100.0	21 14.9	81 57.4	25 17.7
	四国地方	広域地方	29 100.0	6 20.7	12 41.4
地方ブロック	144 100.0	16 11.1	77 53.5	41 28.5	
地方ブロックの一部	35 100.0	3 8.6	18 51.4	14 40.0	
県	107 100.0	15 14.0	50 46.7	29 27.1	
県内の一部	30 100.0	5 16.7	12 40.0	11 36.7	
現在の市町村	64 100.0	9 14.1	36 56.3	11 17.2	

(注) 帰属意識別に前項の回答をみた。

(主要項目のみ表示)

4. 道州と市町村の関係

(1) 旧都道府県の扱い

- ・州都が置かれた都道府県以外の旧都道府県に対して、総合出先機関を設置するかどうかについては、全体では「設置する」61%、「できるかぎり設置しない」27%であり、2倍あまりの格差がみられる。
- ・中国・四国間では大きなちがいはみられない。市町村と企業の回答もおおむね似通っているが、このうち「設置しない」については企業の回答は26%であるのに対し、市町村では33%、ちょうど3分の1を占めている。
- ・第28次地方制度調査会答申では、「都道府県の区域は長い歴史を有し国民の意識に深く定着していることから、その名称や区域が、各種の社会経済活動において引き続き利用されることが考えられる」ことなどを勘案し、「都道府県であった区域（あるいは、歴史的条件等に鑑みてこれを更に区分した区域）について、一定の位置づけを与えることも考えられる」としているが、総合出先機関の議論まではされていない。

(2) 政令指定都市の扱い

- ・第28次地方制度調査会答申では、大都市等に関する制度については検討されているが、政令指定都市ならびに中核市・特例市の扱いについては言及されていない。しかし、国または道州から基礎自治体である市町村に権限・事務を移譲すれば、すべての市町村は現行の中核市・特例市と同様かあるいはそれ以上の権限・事務を担うことが見込まれる。そうなれば政令指定都市、中核市、特例市といった区分の意義は基本的には薄まることも考えられる。
- ・今回の調査では、道州制移行時における政令指定都市の扱いについて質問してみた。

表12 旧都道府県の扱い

		総合出先 機関を設 置する	総合出先 機関を設 置しない	その他	よく分か らない	
全 体		735	451	195	16	65
		100.0	61.4	26.5	2.2	8.8
	中国	495	308	127	10	44
		100.0	62.2	25.7	2.0	8.9
	四国	236	140	67	6	21
		100.0	59.3	28.4	2.5	8.9
市町村		121	70	40	4	6
		100.0	57.9	33.1	3.3	5.0
	中国	70	39	24	2	4
		100.0	55.7	34.3	2.9	5.7
	四国	51	31	16	2	2
		100.0	60.8	31.4	3.9	3.9
企 業		555	337	145	12	55
		100.0	60.7	26.1	2.2	9.9
	中国	388	240	99	8	36
		100.0	61.9	25.5	2.1	9.3
	四国	166	96	46	4	19
		100.0	57.8	27.7	2.4	11.4
商議所		51	40	8	-	3
		100.0	78.4	15.7	-	5.9
	中国	33	27	3	-	3
		100.0	81.8	9.1	-	9.1
	四国	18	13	5	-	-
		100.0	72.2	27.8	-	-
鳥 取		30	25	2	1	2
		100.0	83.3	6.7	3.3	6.7
島 根		46	30	12	1	3
		100.0	65.2	26.1	2.2	6.5
岡 山		132	84	33	2	12
		100.0	63.6	25.0	1.5	9.1
広 島		194	118	51	4	18
		100.0	60.8	26.3	2.1	9.3
山 口		93	51	29	2	9
		100.0	54.8	31.2	2.2	9.7
徳 島		47	30	11	-	6
		100.0	63.8	23.4	-	12.8
香 川		70	42	22	-	4
		100.0	60.0	31.4	-	5.7
愛 媛		77	43	21	4	9
		100.0	55.8	27.3	5.2	11.7
高 知		42	25	13	2	2
		100.0	59.5	31.0	4.8	4.8

- これによると、全体では「政令指定都市には、その特性に応じて特例を設け、一般の市町村と区分する」という回答が38%で最も多く、少し離れて「道州は広域的・調整的な役割を担うため、政令指定都市は一般の市町村と同じ扱いでよい」が32%で続いている。「政令指定都市には特有の事務があるため、道州並みの特例を設け、一般の市町村と区分する」という回答は12%であり、それほど多くない。
- 「一般の市町村と同じ扱い」という回答は、企業では34%、3分の1あまりを占めるのに対し、市町村では23%である。その代わり市町村のほぼ半数は、「その特性に応じて特例を設け、一般の市町村と区分」という見解を示している。
- 市町村の場合、人口規模によって意見が少し異なる。3万人未満と3万人以上に分けて比較すると、「道州並みの特例を設ける」については17%対15%であり、ほとんど差はない。しかし、「一般の市町村と同じ扱い」については30%対16%であり、ほぼ2倍の差がみられる。さらに「その特性に応じて特例を設ける」については39%対60%であり、3万人以上の市においては、政令指定都市は一般の市町村と区分すべきという見解が優勢である。また、3万人未満の市町村の約4割も同じ意見を示している。
- 人口10万人以上の19市においては「一般の市町村と同じ扱い」という回答はない。「道州並み」4団体、「その特性に応じて特例を設ける」14団体である（無回答1団体）。

表13 政令指定都市の扱い

		道州並みの特例を設ける	一般市町村と区分する	一般市町村と同じ扱い	その他	よく分からない
全体	735	90	282	237	4	107
	100.0	12.2	38.4	32.2	0.5	14.6
中国	495	65	199	154	4	66
	100.0	13.1	40.2	31.1	0.8	13.3
四国	236	25	82	81	-	40
	100.0	10.6	34.7	34.3	-	16.9
市町村	121	19	59	28	-	12
	100.0	15.7	48.8	23.1	-	9.9
中国	70	12	36	15	-	5
	100.0	17.1	51.4	21.4	-	7.1
四国	51	7	23	13	-	7
	100.0	13.7	45.1	25.5	-	13.7
企業	555	65	201	189	4	87
	100.0	11.7	36.2	34.1	0.7	15.7
中国	388	49	150	125	4	55
	100.0	12.6	38.7	32.2	1.0	14.2
四国	166	16	50	64	-	32
	100.0	9.6	30.1	38.6	-	19.3
商議所	51	5	22	16	-	6
	100.0	9.8	43.1	31.4	-	11.8
中国	33	3	13	12	-	5
	100.0	9.1	39.4	36.4	-	15.2
四国	18	2	9	4	-	1
	100.0	11.1	50.0	22.2	-	5.6
鳥取	30	5	13	6	-	5
	100.0	16.7	43.3	20.0	-	16.7
島根	46	3	21	14	-	6
	100.0	6.5	45.7	30.4	-	13.0
岡山	132	18	55	40	-	19
	100.0	13.6	41.7	30.3	-	14.4
広島	194	27	78	65	4	17
	100.0	13.9	40.2	33.5	2.1	8.8
山口	93	12	32	29	-	19
	100.0	12.9	34.4	31.2	-	20.4
徳島	47	5	17	17	-	8
	100.0	10.6	36.2	36.2	-	17.0
香川	70	7	22	23	-	12
	100.0	10.0	31.4	32.9	-	17.1
愛媛	77	8	32	22	-	14
	100.0	10.4	41.6	28.6	-	18.2
高知	42	5	11	19	-	6
	100.0	11.9	26.2	45.2	-	14.3

(3) 小規模町村の扱い

- ・地理的条件などのために市町村合併から取り残された小規模町村、合併しても規模が大きくなりえない町村の扱いについて尋ねた。
- ・これによると、全体では「いずれかの市町村への合併を促進する」がほぼ半数の47%、これに次いで「道州が支援する」が37%となっている。
「周辺の市町村が支援する」という回答は7%と少ない。企業のほぼ半数、商工会議所の過半数は「合併促進」であるのに対し、市町村の半数強は対照的に「道州が支援」としている。
- ・市町村に限定して人口規模別にみると、「周辺市町村が支援」と回答している7団体のうち6団体は3万人未満である。他方、5万人以上の市で「周辺市町村が支援」と回答している団体はない。つまり小規模な団体は周辺市町村に期待しても、中小規模以上の団体はそれが難しいとみていることになる。
- ・3万人未満の町村では、「道州が支援」という回答が58%で最も多く、「合併促進」は半分以下の28%である（「周辺市町村が支援」は9%）。これに対し3万人以上の団体では、「道州が支援」は42%であり、ほぼ半数の49%は「合併促進」と回答している（「周辺市町村が支援」は2%）。人口規模が比較的大きい団体は、企業の回答と同じような傾向を示している。

表14 小規模町村の扱い

		周辺市町村が支援	道州が支援	市町村合併を促進	その他	よく分からない	
全体	735	48	270	346	12	45	
	100.0	6.5	36.7	47.1	1.6	6.1	
	中国	495	31	175	240	9	31
	100.0	6.3	35.4	48.5	1.8	6.3	
	四国	236	17	94	103	3	14
	100.0	7.2	39.8	43.6	1.3	5.9	
市町村	121	7	61	45	1	4	
	100.0	5.8	50.4	37.2	0.8	3.3	
	中国	70	4	38	24	-	2
	100.0	5.7	54.3	34.3	-	2.9	
	四国	51	3	23	21	1	2
	100.0	5.9	45.1	41.2	2.0	3.9	
企業	555	40	191	268	10	36	
	100.0	7.2	34.4	48.3	1.8	6.5	
	中国	388	26	129	194	8	24
	100.0	6.7	33.2	50.0	2.1	6.2	
	四国	166	14	61	74	2	12
	100.0	8.4	36.7	44.6	1.2	7.2	
商議所	51	1	17	28	1	4	
	100.0	2.0	33.3	54.9	2.0	7.8	
	中国	33	1	7	20	1	4
	100.0	3.0	21.2	60.6	3.0	12.1	
	四国	18	-	10	8	-	-
	100.0	-	55.6	44.4	-	-	
鳥取	30	4	12	12	-	1	
	100.0	13.3	40.0	40.0	-	3.3	
島根	46	0	23	20	1	2	
	100.0	0.0	50.0	43.5	2.2	4.3	
岡山	132	13	48	54	4	12	
	100.0	9.8	36.4	40.9	3.0	9.1	
広島	194	11	72	93	3	10	
	100.0	5.7	37.1	47.9	1.5	5.2	
山口	93	3	20	61	1	6	
	100.0	3.2	21.5	65.6	1.1	6.5	
徳島	47	2	18	24	-	2	
	100.0	4.3	38.3	51.1	-	4.3	
香川	70	3	23	34	3	4	
	100.0	4.3	32.9	48.6	4.3	5.7	
愛媛	77	6	34	31	-	5	
	100.0	7.8	44.2	40.3	-	6.5	
高知	42	6	19	14	-	3	
	100.0	14.3	45.2	33.3	-	7.1	

(4) 道州と市町村の関係

- 第28次地方制度調査会答申では「市町村に係する道州の自治立法や政策等に関する調整を図るため、道州と市町村の関係調整のための仕組みを設けることとする」とされている。
- 今回の調査では「道州と都道府県の事務・権限や役割分担に関する次の考えについて、どちらが望ましいか」を尋ねた。全体では「国は基本的な法律で指針を定めるが、具体的な役割分担については道州が自治立法で規定する」が67%、ちょうど3分の2を占める。これに対し、「国は基本的な法律で指針を定め、個別の法律で役割分担などを規定する」は22%である。
- 市町村の80%近くは「道州が自治立法で規定」としており、「個別の法律で定める」という回答は16%にすぎない。

(5) 道州と市町村の調整

- 市町村の意見を道州に反映させるための方法について、全体では「道州知事（仮称）と市町村長から構成される連絡協議会のようなものを設置して協議する」が過半数の53%である。一方、「道州議会に市町村の代表（市町村長や市町村議会議長）が参画する」という回答は36%であった。
- 市町村の3分の2は「連絡協議会」を指示しているのに対し、企業の場合は「連絡協議会」という回答と「道州議会」という回答の割合が近接している。

表15 道州と市町村の関係

		国の基本法と個別法	国の基本法と道州の立法	よく分からない	
全体		735	159	489	76
		100.0	21.6	66.5	10.3
	中国	495	107	331	50
中国		100.0	21.6	66.9	10.1
	四国	236	52	155	25
四国		100.0	22.0	65.7	10.6
	市町村	121	19	94	6
市町村		100.0	15.7	77.7	5.0
	中国	70	11	57	1
中国		100.0	15.7	81.4	1.4
	四国	51	8	37	5
四国		100.0	15.7	72.5	9.8
	企業	555	124	357	66
企業		100.0	22.3	64.3	11.9
	中国	388	86	250	46
中国		100.0	22.2	64.4	11.9
	四国	166	38	106	20
四国		100.0	22.9	63.9	12.0
	商議所	51	15	34	2
商議所		100.0	29.4	66.7	3.9
	中国	33	9	22	2
中国		100.0	27.3	66.7	6.1
	四国	18	6	12	-
四国		100.0	33.3	66.7	-

表16 道州と市町村の調整機関

		連絡協議会の設置	道州議会に代表が参加	よく分からない	
全体		735	388	261	73
		100.0	52.8	35.5	9.9
	中国	495	247	189	50
中国		100.0	49.9	38.2	10.1
	四国	236	139	70	23
四国		100.0	58.9	29.7	9.7
	市町村	121	80	31	9
市町村		100.0	66.1	25.6	7.4
	中国	70	45	20	4
中国		100.0	64.3	28.6	5.7
	四国	51	35	11	5
四国		100.0	68.6	21.6	9.8
	企業	555	267	217	60
企業		100.0	48.1	39.1	10.8
	中国	388	177	161	42
中国		100.0	45.6	41.5	10.8
	四国	166	90	55	18
四国		100.0	54.2	33.1	10.8
	商議所	51	38	10	3
商議所		100.0	74.5	19.6	5.9
	中国	33	24	6	3
中国		100.0	72.7	18.2	9.1
	四国	18	14	4	-
四国		100.0	77.8	22.2	-

5. 執行機関と議会

(1) 道州知事（仮称）の任期

- 道州知事（仮称）は住民の直接選挙によって選出されることが想定されている。その場合、一方では多選による弊害も懸念されており、第28次地方制度調査会答申では「長が多選は禁止する」と明記されている。
- 道州知事（仮称）の任期の考え方について尋ねたところ、全体では「最大2期（8年）程度に制限」という回答が6割近くを占めた。特に企業では3分の2近くが「最大2期（8年）程度に制限」としている。
- しかし、市町村については「最大2期（8年）程度に制限」という回答は38%であり、むしろ「任期はそれぞれの道州に任せる」21%、あるいは「多選禁止条項は設けなくてよい」16%という回答が企業に較べて多い。

(2) 道州議会議員の選出

- 第28次地方制度調査会答申では「道州に議決機関として議会を置く」とされ、議員の選出方法については「選挙区を設けて選挙する現行の方式のほかに、政策本位の選挙方法として比例代表制を採用することも考えられる」としている。
- 今回の調査によると、全体では「現行の都道府県を単位とした中選挙区制」という回答が44%を占め、「人口で分割した小選挙区制」がその半分の22%、「小選挙区と道州全体を対象とした比例代表制の組み合わせ」が15%となっている。
- 市町村の過半数は「中選挙区制」と

表17 道州知事（仮称）の任期

		多選禁止 をしない	最大2期 程度	最大3期 程度	道州の決 定に任せ る	よく分か らない	
全 体		735	46	423	101	111	45
		100.0	6.3	57.6	13.7	15.1	6.1
	中国	495	23	292	71	73	29
	100.0	4.6	59.0	14.3	14.7	5.9	
四国	236	23	130	29	36	16	
	100.0	9.7	55.1	12.3	15.3	6.8	
市町村		121	19	46	20	25	10
		100.0	15.7	38.0	16.5	20.7	8.3
	中国	70	10	25	12	19	3
	100.0	14.3	35.7	17.1	27.1	4.3	
四国	51	9	21	8	6	7	
	100.0	17.6	41.2	15.7	11.8	13.7	
企 業		555	24	346	69	76	33
		100.0	4.3	62.3	12.4	13.7	5.9
	中国	388	12	245	53	48	24
	100.0	3.1	63.1	13.7	12.4	6.2	
四国	166	12	101	16	27	9	
	100.0	7.2	60.8	9.6	16.3	5.4	
商議所		51	3	27	10	9	2
		100.0	5.9	52.9	19.6	17.6	3.9
	中国	33	1	19	5	6	2
	100.0	3.0	57.6	15.2	18.2	6.1	
四国	18	2	8	5	3	-	
	100.0	11.1	44.4	27.8	16.7	-	

表18 道州議会議員の選出方法

		道州単位 の比例代 表制	県単位 の中選挙 区制	小選挙区 制	小選挙区 制と比例 代表制	よく分か らない	
全 体		735	62	325	163	108	67
		100.0	8.4	44.2	22.2	14.7	9.1
	中国	495	41	218	104	76	49
	100.0	8.3	44.0	21.0	15.4	9.9	
四国	236	21	103	59	32	18	
	100.0	8.9	43.6	25.0	13.6	7.6	
市町村		121	7	63	20	19	10
		100.0	5.8	52.1	16.5	15.7	8.3
	中国	70	6	37	8	13	4
	100.0	8.6	52.9	11.4	18.6	5.7	
四国	51	1	26	12	6	6	
	100.0	2.0	51.0	23.5	11.8	11.8	
企 業		555	49	234	131	82	52
		100.0	8.8	42.2	23.6	14.8	9.4
	中国	388	31	162	89	61	40
	100.0	8.0	41.8	22.9	15.7	10.3	
四国	166	18	71	42	21	12	
	100.0	10.8	42.8	25.3	12.7	7.2	
商議所		51	6	23	11	7	4
		100.0	11.8	45.1	21.6	13.7	7.8
	中国	33	4	17	6	2	4
	100.0	12.1	51.5	18.2	6.1	12.1	
四国	18	2	6	5	5	-	
	100.0	11.1	33.3	27.8	27.8	-	

している。

- 中国経済連合会等は、2004年6月に中国地方の県議会議員と広島市議会議員を対象にアンケートを実施した（対象数315、回答数94）。これによると、「中選挙区制」が60%を占め、「小選挙区と比例代表制の併用」16%、「小選挙区」13%であり、今回の調査結果とおおむね同様の傾向がみられた。

（3）道州議会の定員

- 道州議会の定員について、全体では「人口10万人に1人程度（人口500万人なら50人程度）」という回答が29%で最も多いが、一方で「（人口12万人に1人程度より）もっと少なくてよい」という回答も19%みられた。「人口5万人に1人程度（人口500万人なら100人程度）」あるいは「もっと多くてもよいが、現行と同じく120～130人の上限を設ける」という回答は合計しても12%強にすぎない。
- 市町村に比較すると、企業はより少ない人数を回答している。特に「もっと少なくてよい」という回答は市町村では8%であるが、企業では21%を占める。市町村では「それぞれの道州の決定に任せればよい」という回答も25%と少なくない。
- 中国地方の県議会議員と広島市議会議員を対象とした前述のアンケートによると、設問の仕方が少し異なるが、「50人まで」9%、「100人まで」43%、「150人まで」22%、「200人まで」7%であり、今回の調査結果に較べて規模が大きくなっている。

表19 道州議会の定員

		現行程度 の上限	5万人程 度に1人	7万人程 度に1人	10万人程 度に1人	12万人程 度に1人	もっと少 なくする	道州の決 定に任せ る	よく分か らない
全 体	735	25	67	79	213	70	137	80	56
	100.0	3.4	9.1	10.7	29.0	9.5	18.6	10.9	7.6
中国	495	20	51	52	137	49	88	55	37
	100.0	4.0	10.3	10.5	27.7	9.9	17.8	11.1	7.5
四国	236	5	16	26	74	21	49	24	19
	100.0	2.1	6.8	11.0	31.4	8.9	20.8	10.2	8.1
市町村	121	6	13	11	36	5	10	30	9
	100.0	5.0	10.7	9.1	29.8	4.1	8.3	24.8	7.4
中国	70	5	9	3	22	2	3	21	4
	100.0	7.1	12.9	4.3	31.4	2.9	4.3	30.0	5.7
四国	51	1	4	8	14	3	7	9	5
	100.0	2.0	7.8	15.7	27.5	5.9	13.7	17.6	9.8
企 業	555	17	46	61	156	61	118	46	44
	100.0	3.1	8.3	11.0	28.1	11.0	21.3	8.3	7.9
中国	388	15	37	43	104	43	80	31	30
	100.0	3.9	9.5	11.1	26.8	11.1	20.6	8.0	7.7
四国	166	2	9	17	52	18	38	15	14
	100.0	1.2	5.4	10.2	31.3	10.8	22.9	9.0	8.4
商議所	51	2	7	7	18	3	8	3	3
	100.0	3.9	13.7	13.7	35.3	5.9	15.7	5.9	5.9
中国	33	-	4	6	10	3	4	3	3
	100.0	-	12.1	18.2	30.3	9.1	12.1	9.1	9.1
四国	18	2	3	1	8	-	4	-	-
	100.0	11.1	16.7	5.6	44.4	-	22.2	-	-

6. 道州制の推進課題

(1) 国の地方機関

- ・政府は、総人件費改革実行計画（2005年12月閣議決定）に基づいて国家公務員定数の削減等を行うこととしているが、国の地方支分局の抜本の見直しまではまだ踏み込んでいない。第28次地方制度調査会答申でも言及していない。
- ・今回の調査では、国の地方支分局について「道州制の導入に際して国の機関として残すか、道州に移管または統合するか」を直截的に質問してみた。
- ・まず残す機関として、全体では「国家公安委員会・管区警察局」65%、「法務局」58%、「公安調査庁・公安調査局」58%の3機関が50%を超えている（複数回答）。これらはいずれも純粋公共財に近い機能を有しているといえる。

表20 国の機関として残す地方支分局

	公安委員会・警察局	管区行政評価局	総合通信局	法務局	地方入国管理局	公安調査庁・調査局	財務局	地方国税局	地方厚生局	地方農政局	地方経済産業局	地方整備局	地方運輸局	
全体	735 100.0	480 65.3	242 32.9	282 38.4	428 58.2	333 45.3	426 58.0	227 30.9	156 21.2	71 9.7	57 7.8	72 9.8	58 7.9	62 8.4
中国	495 100.0	327 66.1	162 32.7	186 37.6	294 59.4	225 45.5	284 57.4	153 30.9	103 20.8	51 10.3	40 8.1	45 9.1	32 6.5	41 8.3
四国	236 100.0	151 64.0	78 33.1	94 39.8	132 55.9	106 44.9	141 59.7	72 30.5	52 22.0	19 8.1	16 6.8	26 11.0	25 10.6	20 8.5
市町村	121 100.0	85 70.2	40 33.1	51 42.1	79 65.3	74 61.2	89 73.6	35 28.9	34 28.1	15 12.4	12 9.9	16 13.2	13 10.7	8 6.6
中国	70 100.0	52 74.3	22 31.4	29 41.4	50 71.4	44 62.9	52 74.3	20 28.6	19 27.1	9 12.9	8 11.4	10 14.3	4 5.7	4 5.7
四国	51 100.0	33 64.7	18 35.3	22 43.1	29 56.9	30 58.8	37 72.5	15 29.4	15 29.4	6 11.8	4 7.8	6 11.8	9 17.6	4 7.8
企業	555 100.0	359 64.7	176 31.7	204 36.8	319 57.5	235 42.3	302 54.4	168 30.3	109 19.6	50 9.0	40 7.2	43 7.7	34 6.1	43 7.7
中国	388 100.0	252 64.9	125 32.2	142 36.6	230 59.3	169 43.6	212 54.6	120 30.9	77 19.8	38 9.8	29 7.5	28 7.2	22 5.7	31 8.0
四国	166 100.0	107 64.5	51 30.7	62 37.3	89 53.6	66 39.8	90 54.2	48 28.9	32 19.3	12 7.2	11 6.6	15 9.0	12 7.2	12 7.2
商議所	51 100.0	32 62.7	24 47.1	25 49.0	28 54.9	21 41.2	32 62.7	22 43.1	12 23.5	5 9.8	4 7.8	12 23.5	10 19.6	10 19.6
中国	33 100.0	21 63.6	15 45.5	15 45.5	14 42.4	11 33.3	18 54.5	13 39.4	7 21.2	4 12.1	3 9.1	7 21.2	6 18.2	6 18.2
四国	18 100.0	11 61.1	9 50.0	10 55.6	14 77.8	10 55.6	14 77.8	9 50.0	5 27.8	1 5.6	1 5.6	5 27.8	4 22.2	4 22.2

(注) 複数回答

- ・これに対し、「地方厚生局」「地方農政局」「地方経済産業局」「地方整備局」「地方運輸局」の5機関については支持率が低く、残すべきという回答はいずれも10%以下である。これらの地方支分局が提供する行政機能は、主として地方公共財に限定されるか、あるいは民間主体でも対応可能な分野が少なくないためと考えられる。
- ・残すという回答について市町村と企業を比較すると、「国家公安委員会・管区警察局」「法務局」「公安調査庁・公安調査局」の3機関については、いずれも市町村の回答が企業の回答を上回っている。市町村ではこれらのほか「地方入国管理局」を上位にあげている。

- ・他方、道州に移管・統合すべき機関として、全体では「地方厚生局」「地方農政局」「地方経済産業局」「地方整備局」「地方運輸局」という回答が70%以上となっている。これらに次いで、道州制移行にあわせて税財源も応分の移譲をすべきという趣旨であろうか、「地方国税局」62%、「財務局」52%という回答も少なくない。
- ・残すという回答から移管・統合という回答を引いて比較すると、全体では「国家公安委員会・管区警察局」44%、「公安調査庁・公安調査局」34%、「法務局」31%の3機関が上位に並んでいる。これに対し、「地方厚生局」「地方農政局」「地方経済産業局」「地方整備局」「地方運輸局」の5機関についてはマイナス幅が60%台である。つまり、移管・統合という回答が残すという回答を大幅に超過している。

表21 道州に移管・統合する地方支分局

	公安委員会・警察局	管区行政評価局	総合通信局	法務局	地方入国管理局	公安調査庁・調査局	財務局	地方国税局	地方厚生局	地方農政局	地方経済産業局	地方整備局	地方運輸局	
全体	735	157	355	308	199	283	180	381	458	533	552	541	550	549
	100.0	21.4	48.3	41.9	27.1	38.5	24.5	51.8	62.3	72.5	75.1	73.6	74.8	74.7
中国	495	100	240	208	127	190	122	252	308	353	367	367	376	368
	100.0	20.2	48.5	42.0	25.7	38.4	24.6	50.9	62.2	71.3	74.1	74.1	76.0	74.3
四国	236	56	114	99	71	92	56	128	148	178	183	172	172	179
	100.0	23.7	48.3	41.9	30.1	39.0	23.7	54.2	62.7	75.4	77.5	72.9	72.9	75.8
市町村	121	25	69	53	31	36	17	71	73	92	96	92	96	102
	100.0	20.7	57.0	43.8	25.6	29.8	14.0	58.7	60.3	76.0	79.3	76.0	79.3	84.3
中国	70	11	40	29	14	20	9	41	43	53	55	53	59	59
	100.0	15.7	57.1	41.4	20.0	28.6	12.9	58.6	61.4	75.7	78.6	75.7	84.3	84.3
四国	51	14	29	24	17	16	8	30	30	39	41	39	37	43
	100.0	27.5	56.9	47.1	33.3	31.4	15.7	58.8	58.8	76.5	80.4	76.5	72.5	84.3
企業	555	119	269	239	151	226	151	289	351	400	414	415	419	413
	100.0	21.4	48.5	43.1	27.2	40.7	27.2	52.1	63.2	72.1	74.6	74.8	75.5	74.4
中国	388	83	190	169	100	157	106	198	245	277	289	293	296	289
	100.0	21.4	49.0	43.6	25.8	40.5	27.3	51.0	63.1	71.4	74.5	75.5	76.3	74.5
四国	166	36	79	70	51	69	45	91	106	123	125	122	123	124
	100.0	21.7	47.6	42.2	30.7	41.6	27.1	54.8	63.9	74.1	75.3	73.5	74.1	74.7
商議所	51	11	15	14	14	19	9	19	30	36	38	29	30	30
	100.0	21.6	29.4	27.5	27.5	37.3	17.6	37.3	58.8	70.6	74.5	56.9	58.8	58.8
中国	33	5	9	9	11	12	6	12	18	20	21	18	18	18
	100.0	15.2	27.3	27.3	33.3	36.4	18.2	36.4	54.5	60.6	63.6	54.5	54.5	54.5
四国	18	6	6	5	3	7	3	7	12	16	17	11	12	12
	100.0	33.3	33.3	27.8	16.7	38.9	16.7	38.9	66.7	88.9	94.4	61.1	66.7	66.7

(注) 複数回答

表22 道州に必要な地方支分局

	公安委員会・警察局	管区行政評価局	総合通信局	法務局	地方入国管理局	公安調査庁・調査局	財務局	地方国税局	地方厚生局	地方農政局	地方経済産業局	地方整備局	地方運輸局	
全体	735	43.9	-15.4	-3.5	31.2	6.8	33.5	-21.0	-41.1	-62.9	-67.3	-63.8	-66.9	-66.3
中国	495	45.9	-15.8	-4.4	33.7	7.1	32.7	-20.0	-41.4	-61.0	-66.1	-65.1	-69.5	-66.1
四国	236	40.3	-15.3	-2.1	25.8	5.9	36.0	-23.7	-40.7	-67.4	-70.8	-61.9	-62.3	-67.4
市町村	121	49.5	-23.9	-1.7	39.7	31.4	59.6	-29.8	-32.2	-63.6	-69.4	-62.8	-68.6	-77.7
中国	70	58.6	-25.7	0.0	51.4	34.3	61.4	-30.0	-34.3	-62.8	-67.2	-61.4	-78.6	-78.6
四国	51	37.2	-21.6	-4.0	23.6	27.4	56.8	-29.4	-29.4	-64.7	-72.6	-64.7	-54.9	-76.5
企業	555	43.3	-16.8	-6.3	30.3	1.6	27.2	-21.8	-43.6	-63.1	-67.4	-67.1	-69.4	-66.7
中国	388	43.5	-16.8	-7.0	33.5	3.1	27.3	-20.1	-43.3	-61.6	-67.0	-68.3	-70.6	-66.5
四国	166	42.8	-16.9	-4.9	22.9	-1.8	27.1	-25.9	-44.6	-66.9	-68.7	-64.5	-66.9	-67.5
商議所	51	41.1	17.7	21.5	27.4	3.9	45.1	5.8	-35.3	-60.8	-66.7	-33.4	-39.2	-39.2
中国	33	48.4	18.2	18.2	9.1	-3.1	36.3	3.0	-33.3	-48.5	-54.5	-33.3	-36.3	-36.3
四国	18	27.8	16.7	27.8	61.1	16.7	61.1	11.1	-38.9	-83.3	-88.8	-33.3	-44.5	-44.5

(注) 表20の値から表21の値を引いて求めた。

(2) 道州制の移行形態

- 道州への移行について、第28次地方制度調査会答申では「必要な経過期間を設けたうえで、全国におい同時に行うものとする・・・ただし、関係都道府県と国の協議が調ったときには、先行して道州に移行できるものとする」としている。
- 今回の調査によると、「道州制と現行の都道府県制度が併存することは望ましくないので、全国一斉に移行」という回答がほぼ半数の48%を占めている。このほか「全国一斉を原則とするが、合意の取れた圏域から先行して移行してもよい」が25%、「まとまりの容易な圏域とそうでない圏域があるので、全国一斉にこだわらず合意の取れた圏域から移行すればよい」が13%となっている。
- 四国では「全国一斉」という回答が低く、その代わり特に市町村において「合意の取れた圏域から先行して移行してもよい」という回答が多くみられる。

表23 道州制への移行形態

		全国一斉に移行	先行移行を認める	合意された地域から移行	都府県合併・連合から	その他	よく分からない
全 体		735	352	186	94	42	3
		100.0	47.9	25.3	12.8	5.7	0.4
中国		495	256	114	59	25	3
		100.0	51.7	23.0	11.9	5.1	0.6
四国		236	94	72	34	16	-
		100.0	39.8	30.5	14.4	6.8	-
市町村		121	56	38	14	6	1
		100.0	46.3	31.4	11.6	5.0	0.8
中国		70	36	17	9	4	1
		100.0	51.4	24.3	12.9	5.7	1.4
四国		51	20	21	5	2	-
		100.0	39.2	41.2	9.8	3.9	-
企 業		555	272	131	70	32	2
		100.0	49.0	23.6	12.6	5.8	0.4
中国		388	207	84	45	18	2
		100.0	53.4	21.6	11.6	4.6	0.5
四国		166	65	47	24	14	-
		100.0	39.2	28.3	14.5	8.4	-
商議所		51	22	16	9	3	-
		100.0	43.1	31.4	17.6	5.9	-
中国		33	13	12	4	3	-
		100.0	39.4	36.4	12.1	9.1	-
四国		18	9	4	5	-	-
		100.0	50.0	22.2	27.8	-	-
鳥 取		30	15	5	7	2	-
		100.0	50.0	16.7	23.3	6.7	-
島 根		46	22	14	5	3	-
		100.0	47.8	30.4	10.9	6.5	-
岡 山		132	65	32	16	9	-
		100.0	49.2	24.2	12.1	6.8	-
広 島		194	105	43	21	6	3
		100.0	54.1	22.2	10.8	3.1	1.5
山 口		93	49	20	10	5	-
		100.0	52.7	21.5	10.8	5.4	-
徳 島		47	18	15	5	4	-
		100.0	38.3	31.9	10.6	8.5	-
香 川		70	27	22	11	4	-
		100.0	38.6	31.4	15.7	5.7	-
愛 媛		77	32	24	12	5	-
		100.0	41.6	31.2	15.6	6.5	-
高 知		42	17	11	6	3	-
		100.0	40.5	26.2	14.3	7.1	-

(3) 財政調整

- 第28次地方制度調査会答申では、道州制の導入にあたり、「分権型社会に対応し得る地方税体系を実現する」ため、「税制や事務配分の動向等を踏まえ、各道州や市町村における税源と財政需要に応じ、適切な財政調整を行うための制度を検討する」としている。
- 今回の調査によると、全体では「できるかぎり道州間で水平的に調整し、問題が生じたときにのみ国が調整する」32%という回答と「道州間の水平的調整と国が介在した垂直的調整を組み合わせる」29%という回答とに二分されている。「現行の地方交付税制度の問題点を改善し、国による垂直的な財政調整の仕組みを維持する」は20%である。
- 市町村と企業を比較すると、企業の35%は「水平的調整」を支持しているのに対し、市町村では「組み合わせ」36%という回答が最も多く、そのすぐ次に「垂直的調整」31%という回答があげられている。
- 市町村について規模別にみると、人口3万人未満の町村については「水平的調整」27%、「垂直的調整」36%、「組み合わせ」28%という回答がおおむね三分されている。しかし3万人以上の市町については「組み合わせ」が46%を占め、「垂直的調整」は23%であり、「水平的調整」は18%と多くない。

表24 道州制のもとでの財政調整

		水平的調整 を原則	垂直的調整 を維持	水平的調整 と垂直的調整	よく分から ない
全 体	735 100.0	233 31.7	150 20.4	213 29.0	102 13.9
中国	495 100.0	165 33.3	92 18.6	148 29.9	66 13.3
四国	236 100.0	67 28.4	56 23.7	65 27.5	35 14.8
市町村	121 100.0	27 22.3	37 30.6	43 35.5	9 7.4
中国	70 100.0	19 27.1	18 25.7	27 38.6	2 2.9
四国	51 100.0	8 15.7	19 37.3	16 31.4	7 13.7
企 業	555 100.0	194 35.0	98 17.7	149 26.8	84 15.1
中国	388 100.0	137 35.3	67 17.3	108 27.8	57 14.7
四国	166 100.0	57 34.3	30 18.1	41 24.7	27 16.3
商議所	51 100.0	11 21.6	14 27.5	19 37.3	7 13.7
中国	33 100.0	9 27.3	7 21.2	11 33.3	6 18.2
四国	18 100.0	2 11.1	7 38.9	8 44.4	1 5.6
鳥 取	30 100.0	8 26.7	9 30.0	11 36.7	2 6.7
島 根	46 100.0	13 28.3	11 23.9	16 34.8	4 8.7
岡 山	132 100.0	52 39.4	22 16.7	37 28.0	12 9.1
広 島	194 100.0	68 35.1	33 17.0	52 26.8	32 16.5
山 口	93 100.0	24 25.8	17 18.3	32 34.4	16 17.2
徳 島	47 100.0	13 27.7	16 34.0	11 23.4	7 14.9
香 川	70 100.0	20 28.6	19 27.1	18 25.7	8 11.4
愛 媛	77 100.0	20 26.0	13 16.9	26 33.8	12 15.6
高 知	42 100.0	14 33.3	8 19.0	10 23.8	8 19.0

(4) 今後の推進課題

- ・最後に道州制移行に向けての推進課題を質問した。全体では「都道府県の調整」67%、「中央省庁の抵抗」61%、「住民の関心の低さ」60%の特に3点があげられている。これらに較べると「国会議員の調整」37%、「市町村の合意形成」34%という回答はそれほど多くない。
- ・市町村の側は、「都道府県の調整」と「市町村の合意形成」については企業に比較すると少し高い反応を示している。一方、「企業・経済界の関心の低さ」という回答は市町村では12%であるが、企業の側はむしろ23%があげている。企業はまた「国会議員の調整」という回答が市町村に比較して多い。

表25 道州制移行に向けての推進課題

		住民の関心の低さ	企業等の関心の低さ	中央省庁の抵抗	国会議員の調整	都道府県の調整	市町村の合意形成	首相のリーダーシップ	その他	
全 体	735	442	147	446	275	491	250	107	12	
	100.0	60.1	20.0	60.7	37.4	66.8	34.0	14.6	1.6	
	中国	495	303	108	299	184	331	171	79	9
	100.0	61.2	21.8	60.4	37.2	66.9	34.5	16.0	1.8	
	四国	236	135	38	144	90	157	77	28	3
	100.0	57.2	16.1	61.0	38.1	66.5	32.6	11.9	1.3	
市町村	121	72	14	75	35	95	49	21	1	
	100.0	59.5	11.6	62.0	28.9	78.5	40.5	17.4	0.8	
	中国	70	39	10	45	22	55	30	14	1
	100.0	55.7	14.3	64.3	31.4	78.6	42.9	20.0	1.4	
	四国	51	33	4	30	13	40	19	7	-
	100.0	64.7	7.8	58.8	25.5	78.4	37.3	13.7	-	
企 業	555	337	126	327	210	353	185	77	9	
	100.0	60.7	22.7	58.9	37.8	63.6	33.3	13.9	1.6	
	中国	388	241	93	227	143	248	131	59	7
	100.0	62.1	24.0	58.5	36.9	63.9	33.8	15.2	1.8	
	四国	166	95	33	100	67	104	54	18	2
	100.0	57.2	19.9	60.2	40.4	62.7	32.5	10.8	1.2	
商議所	51	28	5	37	25	37	11	8	2	
	100.0	54.9	9.8	72.5	49.0	72.5	21.6	15.7	3.9	
	中国	33	21	4	23	15	24	7	5	1
	100.0	63.6	12.1	69.7	45.5	72.7	21.2	15.2	3.0	
	四国	18	7	1	14	10	13	4	3	1
	100.0	38.9	5.6	77.8	55.6	72.2	22.2	16.7	5.6	
鳥 取	30	25	10	17	7	21	12	3	2	
	100.0	83.3	33.3	56.7	23.3	70.0	40.0	10.0	6.7	
島 根	46	25	8	32	16	31	19	7	-	
	100.0	54.3	17.4	69.6	34.8	67.4	41.3	15.2	-	
岡 山	132	84	27	80	52	90	52	20	4	
	100.0	63.6	20.5	60.6	39.4	68.2	39.4	15.2	3.0	
広 島	194	111	43	117	77	130	52	36	3	
	100.0	57.2	22.2	60.3	39.7	67.0	26.8	18.6	1.5	
山 口	93	58	20	53	32	59	36	13	-	
	100.0	62.4	21.5	57.0	34.4	63.4	38.7	14.0	-	
徳 島	47	31	9	30	19	31	16	6	-	
	100.0	66.0	19.1	63.8	40.4	66.0	34.0	12.8	-	
香 川	70	30	10	43	25	47	24	9	1	
	100.0	42.9	14.3	61.4	35.7	67.1	34.3	12.9	1.4	
愛 媛	77	49	11	46	30	50	26	9	1	
	100.0	63.6	14.3	59.7	39.0	64.9	33.8	11.7	1.3	
高 知	42	25	8	25	16	29	11	4	1	
	100.0	59.5	19.0	59.5	38.1	69.0	26.2	9.5	2.4	

(注) 複数回答

自由回答のまとめ

[○ 賛成、▲ 反対または無関心、◇ その他]

【鳥取県】

(市町村)

- ◇現段階では情報が不足している。このまま国主導で物事が決定されないよう、情報の周知を徹底すべき。
- ◇関西では大阪市、京都市、神戸市、中国地方では広島市、岡山市などが州都候補であるが、これらの都市が周辺地域をどの程度考慮しているか疑問。
- ◇地方分権の一環として反対はしない。しかし、現状は枠組み論や州都の綱引きが先行している。国と地方の関係や役割分担をよく議論することが本旨であるべき。基礎自治体である市町村の意見を反映し、地方が納得できる議論をしたうえで推進すべき。

(企業)

- ◇道州制がほんとうに必要ななら、国民投票によって基本的方向を決めるべき。
- ◇情報を周知させ、国民的議論を図る必要がある。
- ◇道州制に関する議論は、国や県などの一部でされており、企業や住民に十分に情報が伝わっていない。道州制の必要性は財政問題だけではないはず。メリット・デメリットを含めて、住民によく説明すべき。
- ◇国会議員は国と地方との接点にいるはずだが、道州制の問題を避けている気がする。自分の選挙やポストのことを心配しているのではないか。東京に人、モノ、金、情報が集中するのは、現在の経済や税のシステムがそのようになっているからである。これを変革して地方経済を活性化するのが政治の役割である。道州制問題にしても、もっと情報を充実して、国民的論議を呼び起こすべき。道州制については区域割りや州都の問題以前に、国と地方の役割分担、税財源の配分、省庁の抜本的改革などをまず十分に検討すべき。公務員たちは、自分の仕事がなくなる心配もあって、積極的ではないのではないか。優秀な国家公務員たちに国家のあり方をよく考えてもらい、公務員はどうすればよいかという道筋まで示してもらえば、具体化に向けて動き出すかもしれない。
- ▲道州制移行に伴い、大都市などへのいっそうの集中が進むのではないか。地方都市は沈滞し、自立性がますます損なわれることが懸念される。
- ▲道州制は、多くの企業にとって切実な問題ではないと思う。

【島根県】

(市町村)

- 国の権限や財源を道州に移管すれば、東京一極集中が是正され、「地域の均衡ある発展」とはいわないまでも地方経済が活性化されるという説がある。これが具体化されることが理想である。
- 道州制は「小さな政府」を実現するためにも必要。道州制の基盤として、基礎自治体を一定規模を備えたコミュニティとして整備すべき。少なくとも当面は規模の異なる市町村間で役割分担を見直すべき。
- ◇道州制は国と地方のあり方を大きく変える仕組みである。住民、地方自治体が参加して十分に議論できる機会と時間を確保すべき。
- ◇道州制は行財政改革の一環として実施されるのではない。国民がどこに住もうが安心して生活できる仕組みを整備することが本義のはず。

(企業)

- 道州制には賛成である。しかし、さまざまな利害集団があり、メリットのあるものもあれば、デメリットの

出てくるところもある。やると決めたら強力なリーダーシップのもとで一気呵成に進めるべき。

○賛成である。積極的に推進すべき。

◇反対ではない。しかし、市町村合併後の旧町村をみていると活力が失われたところがある。道州制移行後の旧県については、そういうことが起きないように配慮が必要。地域の文化やアイデンティティを維持することも大事である。戦後、特に大都市には固有の文化、歴史、伝統、日本らしさがなくなった。

◇道州制に関する情報も理解も十分ではない。もっと情報を広報してほしい。

◇道州制になればどこがどのように変わるのかよく分からない。いまでも北海「道」がある。呼称が変わるだけなら意味がない。道州制によって財政負担が軽減され、地域経済は活性化するのか。市町村合併の結果はまだよく分からないが、道州制を考えると参考にしたい。

◇地方であれこれ議論しているが、国は何をするのか、国の役割は何かといったことは議論されていない。財政問題などにとらわれず、大きな枠組みをまず議論すべき。

▲道州制により地域格差が拡大することが懸念される。鳥取・島根は、広島や岡山と同じ処遇を受けることができるかどうか分からない。瀬戸内海沿岸地域のみ発展し、その他の地域は衰退するのではないか。日本海側では高速道路の整備が進んでいない。このまま放置されるのではないか。道州制の研究にあわせて、こういった問題についても検討してほしい。

【岡山県】

(市町村)

◇財政問題や表面的な問題にとらわれすぎ。マスコミもそのような問題のみ追いかけている。しかし、実際には大きな時代の変化の中で「国のかたち」を考え直すことが問われている。

◇市町村合併の問題もまだ完全には片付いていない。道州制の問題を持ち出すのは国民意識の混乱につながるのではないか。

(企業)

○道州制移行は当然である。今後は早急に細部をつめていくこと。ただし、中央省庁の抵抗、県間の調整、国会議員の利害調整などの障碍が予想される。

○国・地方を通じて公務員や議員を減らし、行財政のスリム化を徹底する。中央省庁の介入をなくし、地方の自律を促進する。それによって良いこともあればマイナス面もあろうが、甘受すべき。

○道州制の意義がよく分からない。急な変化は混乱をもたらすのではないか。しかし、大都市集中が是正できるのであれば推進すべき。州都は岡山のほうが適している。広島は後背地が限定されている。

○国は大枠を示せばよい。細部のことは地方に任せるべき。住民投票で民意を確認することも必要。

○道州制にあわせて道州知事・道州議員の定数や報酬を見直すべき。報酬は最低限でよい。ほんとうに道州のことを考える人が立候補するようにする。現在の議員の中には世襲や自分の報酬のことしか考えていない者が少なくない。

○国の役割は外交や防衛に特化すべき。道州には連邦に近い権限を付与してもよい。目標時期をあまり長期に設定すると進まない。世論を喚起しながら目標時期を近くに設定し、一気呵成に進めるべき。

○賛成。ただし、地方制度調査会の区域割り案には反対。岡山県にとっては兵庫県との関係が重要。

○市町村合併が進展し、県の役割が限定されるので、道州制移行は必要。ただし、当該州の州都に行くより東京に行くほうが時間的に短い圏域が多いのではないか。そのような理由で「二重行政」が継続しないような注意が必要。

◇まず国の役割、特に国防や外交のあり方をしっかり議論すべき。道州においても、企業の経済活動などに伴

って国の外交に準じる活動が必要になる。道州の守備範囲も十分に議論しておく必要がある。

◇国・地方ともに行財政改革を徹底することが先決。

◇道州制の議論以前に行財政改革を推進し、膨大な公的借金の解消に努めるべき。道州制は「国のかたち」にあわせて議論すべき。具体的には、国際競争力をどう向上させるか、国際的な人材をいかに確保するか、国際的なリーダーシップをいかに図るかといった点と絡めて検討しなくてはならない。これらのことについて、特に政治家はもっと勉強すべき。

◇もっと国民的議論を喚起すべき。

◇企業も住民も道州制に関する詳しい知識を持たない。情報にふれる機会を充実すべき。

◇道州制の議論ができるほど情報が行き渡り、人々の意識に浸透しているとは思えない。もっと情報の周知を図る。マスコミでもっと取り上げてもらうようにする。

◇メリット・デメリットをブレイクダウンして、もっとわかりやすい形で各論を議論すべき。現在の道州制論については言葉が踊るだけで具体像がみえない。

◇公務員は現状維持指向のため、道州制は具体化しないだろう。議員が主導すべき。

◇現状では、さまざまな地域間格差がある。そのような格差を前提にどのようにして民意形成を図るか、それが制度設計にどのように反映されるかが道州制導入の鍵である。

◇役人と議員のために道州制を導入するのではない。議員の世襲は止めて、優れた議員を選ぶべき。

▲道州制の意義には疑問。企業や住民には特に関係がない。道州制の議論をするまえに、政策の無駄や矛盾を是正すべき。

▲地方に事務や権限を移譲するといっているが、ほんとうは中央省庁の合理化にあわせて、中央省庁の人間を地方に押しつけようとしているのではないか。

▲道州制の意義が明確ではない。いまのまま進めれば、地域格差の拡大につながるのではないか。「小さな政府」をめざすのなら、まず議員や公務員を減らすべき。市町村合併をもっと推進するとともに、県を統合・合併することも考えられる。

▲ぜったい反対。企業や住民にとって意味がない。

▲都道府県制度があれば、道州は不要である。

▲なぜ道州制が必要なのか分からない。

(商工会議所)

○道州制だけでなく、連邦制についても平行して検討すべき。道州制だけで進めようとする、中央省庁の抵抗により長引くことが予想される。地方主導で進めることができるような仕組みが必要。

○区域設定にあたっては経済的なつながりを重視すべき。中国・四国の州都は岡山にする。道州制導入にあわせて市町村合併を促進する。「飛び地」の市町村合併をもっと進めてもよい。

【広島県】

(市町村)

○国民に分かりやすい仕組みにすることが課題。

○道州制移行への流れは仕方がない。しかし、市町村合併や財政制約により、市町村行政の円滑な運営が難しくなっている。道州制についても地方自治の本旨の視点から検討すべき。

○国と地方の役割分担を明確にし、それに対応した事務事業、税財源を割り付けることが課題。

○国―道州―基礎自治体の役割分担をきちんと整理する。たとえば広域消防や廃棄物処理は、住民に身近な行政サービスではあるが、一方ではスケールメリットが期待される。個々の事務事業を子細に検討すべき。

(企業)

- 最近になって景気回復の動きがみられるが、他方では人口減少への移行などを背景に閉塞感がある。道州制は、これを打開するきっかけとなる。明治の廃藩置県のような役割を担うことが期待される。
- 道州制移行には賛成するが、中央省庁の抵抗などにより、骨抜きにされる心配はないか。また、都道府県間や地域間で相互に支え合うという意識を醸成しておかないと、地域間の混乱や格差を招くのではないか。
- 国の役割を外交、防衛、税財務などの特化させること。その他の仕事は地方に任せる。地方においては中小都市の能力強化に努めること。地域間競争に対応できないおそれがある。
- 州都を決めるなら、地価が安く、まとまった用地を取得しやすい場所にすべき。
- 州都には便利でまとまった土地が必要。たとえば広島空港周辺はどうか。
- 道州制には賛成である。しかし、地域の文化や伝統が失われたり、地方分権だからといって企業活動を阻害する規制や条例が増えたりするのは困る。
- 国と地方の役割分担を明確にし、国・地方を通じて公務員の大幅削減、事務事業の民営化・民間開放などにより、「小さい政府部門」を推進する。
- 基本的には賛成する。しかし、特殊法人や外郭団体が肥大化したり、特別会計のようなものが膨張したりすることがないように、よく監視すること。
- 道州制導入にあわせて、全国画一的ではない地域文化の振興を図ることにより、金銭的価値では測ることができないほんとうの豊かさを実感できる地域づくりが期待される。
- 道州制には賛成であるが、権限や財源をどのように移譲するかが課題。
- ◇道州の区域割りや州都に関する議論は耳にするが、本質は何かがよく分からない。
- ◇具体化に向けた課題が山積している。個別具体的に検討すべきであり、拙速を避ける。
- ◇市町村合併後をもても地域の一体感醸成には時間がかかる。まして道州制となると相当の時間がかかる。あせらずじっくりと取り組むべき。情報を周知し、共有することも重要。
- ◇行政区域を越えると行政サービスが適用されないことがよくある。「行政ありき」の発想ではなく、住民や企業の立場に立った仕組みを重視すべき。
- ◇道州制のメリット・デメリットを検討し、その情報を共有しながら、国会などでよく議論したうえで、国民の意思を問うことが必要。
- ◇道州制について関心も知識もなかったが、今後の動きに注意したい。
- ◇議員主導で進めるべき。議員は、情報の収集・分析能力を備え、一定の資格試験のようなものにパスした人から選出するようにする。
- ◇企業にとって「県人意識」のようなものは関係ない。全国や世界をみて活動している。北海道は3～4県分の広さがあるし、日本全体でみても面積はアメリカの1つの州くらいである。住民サービスが確保されるのであれば、県の統合・広域化は当然である。ただし、過疎地が切り捨てにならないよう配慮すべき。
- ◇財政問題や利害関係のために道州制を導入してはならない。かつての廃藩置県のとくのように、現状の行き詰まりや制度疲労をどう打開するかという観点が重要。日本の歴史や伝統を尊重しつつ、抜本的な改革を進めるべき。
- ◇道州制に関する議論はまだ一般的ではない。情報も十分ではない。突然降ってわいたような議論にみえる。いまの段階で企業にアンケートしても十分に回答できない。
- ◇一般の人々に情報が伝わり、理解されていない。マスコミなどを通じて情報をもっと周知すべき。
- ◇道州制統合に伴い、許認可に関連した企業は、事業再編に相当のエネルギーを費やすことが見込まれる(放送、運輸など)。

- ◇道州制の基本的な理念、「国のかたち」が伝わってこない。利権の奪い合いのようにもみえる。
- ◇公務員の給与や業務態度の改革、不要な規制の撤廃、多数の財団法人の整理などによって無駄をなくし、住民本位のサービスに努めること。そうすれば道州であろうが県であろうが構わない。骨抜きにされて、官僚の権限が強まることは反対。
- ◇まず大事から取り組む。小事にこだわると議論ばかりで先に進まない。
- ◇財政格差などの問題をどうするのか。
 - ▲道州制賛成論は多数派ではない。現状では必要性を感じない。道州制移行により不要な経費の発生も懸念される。
 - ▲過疎地域はますます見捨てられるのではないか。道州制が導入されれば、地域の文化や個性がさらに廃れるおそれがある。
 - ▲小さな地域の積み重ねによって国が構成されている。道州制のメリット・デメリットをよく理解していないせいもあるが、道州制移行により、いまの経済社会のように「二極化」がさらに進展するおそれがある。賛成できない。
- (商工会議所)
- 国・地方の財政状況からみて道州制移行はぜひ必要。急がれる。
- ◇当面は市町村合併の成り行きをみてから動くほうがよい。道州制の議論は、市町村合併が落ち着いてから次のステップでよい。
- ◇国も地方も身の丈に応じた財政運営に努める。当面はプライマリーバランスを確保すべき。

【山口県】

(市町村)

- ◇道州制により独自の地域政策の展開や行財政の合理化は見込まれる半面、財政面をはじめとする地域格差の拡大が懸念される。
- (企業)
- 中国地方でまとまる。州都は広島でよい。国・地方を通じて行財政をスリム化し、確保した資金で陰陽格差の是正、必要なインフラの整備、医療・福祉の充実に努める。早く取り組んで、地域経済活性化の起爆剤にすべき。
- 行財政改革の一環として推進すべき。国は権限を移譲する。特に国の機関はスリム化が必要。県もエゴは出さない。地域ごとに特色を打ち出し、「行ってみたい」「住んでみたい」「企業進出したい」と思われるような地域づくりに取り組む。
- 国と地方の役割分担を明確にし、財政立て直しの観点から、できるかぎり早期に道州制に移行する。行財政の効率化・健全化により、それぞれの圏域で自律的な運営ができるようにする。財政の自立という面では中国地方あるいは中国・四国では弱い。九州も含めて検討すべき。
- いったん目標を決めればあとは早く動く。道州制についても明確な目標を提示すべき。
- 道州制の細部については分からない。しかし、行政の効率化や公務員のスリム化は不可欠であり、道州制にあわせてこれらが図られるのであれば、ぜひ推進すべき。
- 州都の位置は広島や岡山にとらわれる必要はない。新たな場所を検討すべき。
- 道州の区域は既存の行政単位にとらわれなくてよい。たとえば下関地域については九州との一体化も考えられる。政治家や官僚の考えではなく、住民の意思を反映すべき。
- 道州制にあわせて公務員と議員を削減する。国会議員は合計で150人程度でよい。

- 国の仕事は国防、教育、厚生、その他国家的見地からの産業振興などに限定する。そのほかの仕事はすべて道州や市町村に移行する。
- 地域の歴史や文化がどうなっていくかという不安はあるが、細かく分断された行政単位を広域化し、行財政を効率化するために、早く道州制に移行すべき。
- ◇道州の区域設定にあたっては地域の歴史や文化を尊重する。
- ◇市場や経済発展を偏重した現在の風潮に押し流されている気がする。地域格差が拡大することを前提に議論しなくてはならない。
- ◇東京一極集中は少しは是正されるかもしれない。地方では中核都市くらいまでは発展が期待されるが、中小都市については現状とあまり変わらないであろう。
- ◇国民にとって必要なサービスは充実すべき。しかし不要不急のものは削減、撤廃する。やるべき仕事を明確にし、公務員を必要最小限にする。
- ▲行政投資がかえって総花的になるのではないか。地方がまとまって集中的な行政投資を決定するのは難しいのではないか。特に中小企業振興への影響が心配される。
- ▲狭い日本に道州制は必要でない。日本を東西に分けて、スリム化した省庁で対応すればどうか。国も充実すべき仕事は充実させる（たとえば防衛、治安）。もちろん県・市町村もスリム化して、迅速かつ安価な行政サービスを提供する。民間にできることは民間に任せる。議員の定数は現在の3分の1くらいで十分である。（商工会議所）
- できるかぎり早期に実現を図る。道州制導入にあわせて行財政の合理化や規制緩和を推進する。
- 東京への一極集中の是正、地方の依存体質を改めるためにも道州制移行が必要。これからの道州・市町村の長は企業経営者と同様の意識を持つことが肝要。
- ◇道州制の中身がよく分からない。たとえばアメリカの州とどうちがうのか。

【徳島県】

(市町村)

- ◇住民が主役であるのに、そういう視点からの議論がされていない。国と道州の役割、東京の扱い、中央省庁のあり方、広域課題への対応方法など、議論すべきことはたくさんあるのに、州都や区域設定の議論が先行している。
- ▲道州になると住民との距離が離れるおそれがある。道州内で地域間格差が拡大するおそれがあることも懸念される。
- (企業)
- 基本的には賛成。道州制移行のまえに、市町村合併のいっそうの促進、国・地方の議員と公務員の削減、国の地方支分局の統合を進めておくこと。
- ◇国から地方への権限と財源の移譲が鍵。
- ◇国民体育大会や高校野球をはじめとする文化・スポーツ行事は県単位で継承されるのだろうか。共同募金などの県単位の活動も見直しが必要になるのだろうか。
- ◇必要性や意義が不明。道州制になれば生活や企業活動がどのように変わるのかを説明すべき。
- ◇一般の人々は道州制のことをほとんど知らないと思う。広く説明すべき。マスコミも支援する。
- ▲企業にとっては道州制も市町村合併もほとんど関係ない。企業が関心を持っているのは、租税、規制緩和、手続きの簡素化などの問題である。

【香川県】

(市町村)

○市町村合併が一段落したが、いっそうの地方分権と行財政改革が求められている。県から市町村への権限移譲も進められている。そういったなかで道州制論議は避けて通れない。ただし、拙速は避けるべき。

(企業)

○東京一極集中が是正され、地方に力がつくのなら道州制移行に賛成する。

○国・地方を通じて行財政が効率化され、小さくなるのなら道州制移行に賛成する。

○人口規模として少なくとも800万人は必要。中国・四国は地理的には近いが、経済的な結びつきは弱い。四国はむしろ関西と一緒にすべき。

○中央省庁の抵抗が予想されるが、日本の将来のためにぜひ推進すべき。州都の候補地については地域エゴが目立つ。

◇道州制については関心がない。アンケートに回答するのも難しい。道州制を進めるとすれば、誰が何のためにするか、どれくらい的人员や予算を削減できるかといった具体的目標を明示すべき。

▲道州制には反対である。「国民のしあわせ」という点で屋上屋を架するような制度はいらない。

▲道州制には賛成できない。道州制になると、たとえば高知県の端の地域まで行政サービスを提供することができない。州都にいろいろな機能が集中するおそれがある。現在の県制度で問題ない。道州制をもし実行するのなら、何らかの実験をしてから決めればよい。いまの道州論は州都になりたい都市のエゴが前面に出ているような気がする。

▲必要性を感じない。現在のところは反対である。

【愛媛県】

(市町村)

○現行の制度は、基礎自治体からは実質4段階であり、即応性に乏しい。住民に近い自治体に権限を移譲することが望ましい。道州制は「小さな政府」にも合致する。地方制度調査会答申は「中四国州」に偏っているように思えるが、瀬戸内海に面する地域を除いて、四国の合意が取れるかどうか疑問。住民の意思を尊重するためにも住民投票は必要。個人的には、「四国州」から「中四国州」へ2段階で移行するのが望ましい。

○地方分権に平行して地方再編を進める。そのためには、域内住民の一体感が必須の条件。合意形成に最大限の努力を傾注し、拙速を避ける。自立性・主体性を保証した“地方国家”の実現をめざす。

◇日本では古来より中央集権体制が強く残っており、現段階で道州制を導入しても最終的には現状とさほど変化しないように思われる。道州制移行に際し、国から道州に明確な権限・財源の移譲が必要。それに伴い、道州および市町村も譲渡された権限・財源を扱うスキルが要求される。最終的には国民一人ひとりが関心を持ち、国民レベルでの論議等を行ったうえで、道州制導入の決断が下されることが望ましい。

◇市町村合併が一応片ついたところで、道州制論議が早まるだろうと予想していたが、国・地方の役割分担が明確にならないで、地方が自立できない状況のもとで、道州制の実現には国の強力なリーダーシップが必要と思う。市町村合併に比較すると、道州制の実現は国と都道府県の抵抗が強く予想外に長く伸びるのではないか。国と道州の役割分担をまずはっきりさせることが急務。

(企業)

○四国の人口は400万人である。4つの県は必要ない。

○道州独自の政策をスピーディかつ効果的に展開できるよう、道州制導入に先立って態勢づくりをすべき。

○基本的には道州制に賛成。国の権限を軍事・外交・司法等に限定するなど、国の関与は極力抑えるべき。

- 時間をかけすぎないように、強力に英断実行する権限を実施できる特別機関を設立して推進すべき。
- 道州制の目的は地方財政の健全化、地方の行政力の強化、文化的地盤づくりを行うこと。目標を明確にし、合理性を追求すべき。ただし、安全保障、警察、検疫や保険などは国が管轄すべき。
- 国は国防、外交、エネルギー問題などに集中して、機能を強化する。警察についても県警の垣根を取って警察庁直轄にしてもよい。
- ◇道州制移行は必要とは思ふ。しかし、中国・四国が1つの道州になれば、中小零細企業は広島や岡山の経済圏に飲み込まれてしまうかもしれない。一部の都市に人・モノ・金が集中し、自社のシェアは縮小するおそれがある。中小零細企業としてはモチベーションが働かない。道州制導入は慎重に進めてほしい。
- ◇道州制に移行する前に国家の明確なビジョンを提示する必要がある。メインは役人社会の改革であり、地域特性を生かした産業や産物を発掘する。それを進めるために特区を活用する。
- ◇道州制のメリット・デメリットといわれても正確に答えられない。もっと情報の普及と論議が必要。
- ◇地方の人々は地域に愛着がある。道州制によって地方の人々は幸せになれるのか——まずこういった基本的なことを示してほしい。

【高知県】

(市町村)

- 既存組織を残すような二重行政は避けるべき。中国・四国を1つの道州にすることには疑問。雇用吸収や購買力増加などの経済効果が見込めない。区域設定を地域に任せると地域エゴが衝突する。税金などで不利な地域ははじき出されるおそれもある。区域設定は強力な機関で決めればよい。政令指定都市などに特例を認めると、地域内での集中が加速され、中小都市はますます不利になる。
- ◇道州制の基本は地方自治である。現在の「三位一体の改革」は国の財政のしわ寄せを地方に押しつけている観がある。地方自治の本旨からは国庫補助金の全廃、財源移譲、財政調整制度の維持により、市町村合併後の広域自治体で基本的な行政サービスを完結できることが前提となる。そのうえで道州制の議論をすべきだが、現在の議論にはそのような視点がない。
- ◇道州制に関する情報は十分に知らされていない。市町村や住民のあいだではほとんど関心がない。情報を周知し、国民の理解を増進し、議論への参加を図ることが重要。
- ▲最初から「道州ありき」の議論にとらわれている。生産性の低い議論が多い。こういったアンケートも促進論につながるのではないか。狭い日本をなぜ道州にする必要があるのか。
- ▲地方自治体や住民が道州制必要論をいっているわけではない。現在の道州制論は中央先行型であり、地方にとっては違和感がある。

(企業)

- 道州制導入の最大の意義は財政改善である。このメリットを国民に周知徹底すべき。合理化につながるからといって、最初からあまり大きな区域を設定するのではなく、中国、四国、九州といった範囲で取り組めばよい。国・地方ともにもっと議員を削減する。企業や住民からの税はより少なくし、無駄のない重点的な投資をしてほしい。道路税の一般財源化も必要。そのように効率化すれば、高速道路のない過疎地にも高速道路を整備できるはず。
- 中国・四国地方の州都としては、利便性からみて岡山を優先する。道州制に関する情報が少ない。もっと広報すべき。
- ◇情報も知識も不足している。十分に回答できない。

道州制に関する緊急アンケートのお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。まずは突然の文書でアンケートにご協力をお願いすることの非礼をお詫び申し上げます。

さて、広島大学大学院社会科学部では本年度、学長裁量経費特別研究として「道州制の制度設計に関する総合的研究」を実施しております。

この研究の一環として、中国・四国地方の市町村長、主要企業、経済団体の方々を対象に緊急アンケートを実施することになりました。

本年2月28日、政府の第28次地方制度調査会は「道州制のあり方に関する答申」を行いました。このアンケートは、同答申の主要項目に関する各位のご意見をお伺いして、研究に役立てることを目的に実施するものです。

アンケートの結果はインターネットなどで公開する予定ですが、統計的に集計をするだけで、回答者の方のお名前が出たりしてご迷惑をおかけすることはございません。ご多用のところ恐れ入りますが、なにとぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

2006年3月

広島大学道州制研究会代表 川崎 信文
(広島大学大学院社会科学部研究科長)

※ ご回答のまえに ※

1. 道州とは、現在の都道府県に代わる広域自治体のことをいいます。地方自治体は道州と市町村との二層から構成されることとなります。道州は、国の権限・事務を移譲されるとともに、基礎自治体である市町村ではカバーできない広域的な事務や調整的な事務を担います。そのような政策を独自に展開するため、固有の長（知事）と議会を有することを想定しています。
2. このアンケートには市町村長、企業経営者、商工会議所代表者またはこれらに準じる方にご回答いただきますようお願いいたします。
3. 設問を読んで最も適切と思われる番号に○印をつけてください。○印の数は設問によって「いくつでも」「3つまで」「1つ」といった指定があります。
4. 回答しにくい設問については無回答でも構いませんが、できるだけ無回答がないよう、いずれかの選択肢に回答していただきますようお願いいたします。
5. 回答は本年**3月28日（火）**までに同封の返信用封筒に入れてお送りください。切手をお貼りになる必要はございません。

【お問い合わせ】

広島市中区東千田町1-1-89

広島大学地域経済システム研究センター

センター長・教授 伊藤 敏安

電話 (082) 542-6993

質 問 ・ 回 答 用 紙

名 称	
区 分	1. 市町村 2. 企業 3. 商工会議所
所在地	1. 鳥取県 2. 島根県 3. 岡山県 4. 広島県 5. 山口県 6. 徳島県 7. 香川県 8. 愛媛県 9. 高知県
市町村 の人口	1. 5千人未満 2. 1万人未満 3. 3万人未満 4. 5万人未満 5. 10万人未満 6. 30万人未満 7. 30万人以上

※企業、経済団体の方は、所在地の市町村の人口規模をご回答ください。

【関心】

問1 道州制について、どの程度の関心がありますか（○印は1つ）。

1. どちらかといえば関心がある 2. どちらかといえば関心はない

問2 道州制の内容について、どの程度知っていますか（○印は1つ）。

1. ある程度知っている 2. 詳しくは知らない

問3 道州制について、特にどの問題に関心がありますか（○印はいくつでも）。

1. 国・道州・市町村の権限・事務の配分
2. 国・道州・市町村の税財源の配分
3. 道州の区域設定
4. 道州制への移行方法・移行時期（全国一斉か先行を認めるか）
5. 道州の議会と議員
6. 道州の長・執行機関
7. 東京などの大都市の扱い
8. 政令指定都市・中核市・特例市の扱い
9. 小規模町村の扱い
10. 現行の都道府県の区域の扱い
11. 国の地方支分局の統廃合
12. 州都
13. 国・地方を通じての行財政改革
14. 権限移譲や規制緩和による地域経済の活性化
15. その他（具体的に _____)
16. よく分からない

【道州制の可否】

問4 道州制の導入について、どの意見に最も近いですか（○印は1つ）。

1. 賛成であり、積極的に推進する
2. 賛成ではないが、時代の流れとして仕方がない
3. 賛成しない
4. よく分からない

副問 [問4で1または2に○印の方に] 道州制に移行するとすれば、おおむねいつごろが適当と思われるですか（○印は1つ）。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. おおむね5年以内 | 4. おおむね20年以内 |
| 2. おおむね10年以内 | 5. おおむね20年以上 |
| 3. おおむね15年以内 | 6. よく分からない |

【道州制の評価】

問5 道州制のメリットとして、どのようなことが考えられますか（○印は3つまで）。

1. 道州独自の地域政策を展開できる（産業振興、学校教育、保健・福祉・医療など）
2. 県境を越えた経済活動が活発する
3. 道州独自の社会資本整備が促進される（道路、港湾、空港など）
4. 道州独自の地方中枢・中核都市などが育成される
5. 国の地方支分局の整理・統合により、国の行財政合理化ができる
6. 県庁や県議会の整理・統合により、地方の行財政合理化ができる
7. 手続きや規制などの行政事務が簡素化される
8. 道州の一体感が醸成され、地域文化の振興につながる
9. 道州の知事や議会が身近となり、参加意識が高まり、民意が反映されやすくなる
10. U J I ターンなどにより人口増加（あるいは人口減少の緩和）が見込まれる
11. 道州独自の国際経済文化交流圏が形成される
12. 市町村の事務・権限が拡大され、きめ細かい行政サービスを実施できる
13. その他（具体的に _____ ）

問6 道州制のデメリットとして、どのようなことが考えられますか（○印は3つまで）。

1. 産業構造や税収のちがいにより、地域格差が拡大する
2. 全国一律的な社会資本整備が進展しない（高速道路、新幹線など）
3. 道州および市町村の財政がさらに深刻化する
4. 企業や家計の負担が増大する（税、社会保障など）
5. 道州の一体感が形成されにくい
6. 依然として国の権限が強く、道州は「中二階」のような位置にとどまる
7. 現行の県と国の地方支分局の寄せ集めに終わり、かえって行政の肥大化につながる
8. 道州内で特定の都市への集中が進み、地域格差が拡大する
9. その他（具体的に _____ ）

【道州の区域】

問7 道州の区域を決めるときは、どのような手続きが望ましいと思われますか（○印は1つ）。

1. 国が予定区域を示し、都道府県は市町村の意見を聴き、国はその意見を尊重して法律で定める
2. 国が予定区域を示し、都道府県の議決を得た区域について、国が法律で定める
3. 国が予定区域を示し、都道府県で住民投票を行い、民意を反映したうえで、国が法律で定める
4. その他（具体的に)
5. よく分からない

問8 道州の区域を決めるときは、どの点を重視すべきとお考えですか（○印は3つまで）。

1. 経済的なつながり（電力会社やJRの範囲、地方銀行の展開など）
2. 社会的なつながり（人口移動や高等教育の進学先など）
3. 歴史的・文化的なつながり
4. 政治的・行政的な範囲（国の地方機関の範囲、比例選挙区、国土計画の範囲など）
5. 地理的な位置関係
6. 税財源の偏りの是正
7. その他（具体的に)
8. よく分からない

問9 政府の第28次地方制度調査会答申では3種類の区域設定が例示されました。中国・四国地方については一緒にする案と別々にする案が示されています。どちらの組み合わせが望ましいとお考えですか（○印は1つ）。

1. 中国・四国地方は最初から一緒のほうがよい
2. 中国・四国地方は最初から別々でよい
3. 中国・四国地方は当面は別々だが、将来的には一緒にしてもよい
4. その他（具体的に)
5. よく分からない

【地域の帰属感】

問10 貴団体・貴社が立地している土地は、どの範囲に属しているとお考えですか。どの範囲で呼ばれるときが最も馴染みやすいとお考えですか（○印は3つまで）。

1. より広域の地方（西日本、中国・四国地方、中四国など）
2. 地方ブロック（中国地方、四国など）
3. 地方ブロックの中の地理的区分（山陰、山陽、瀬戸内、東中国、西四国など）
4. 県（例：広島県、香川県など）
5. 県内の一部地域や旧藩（例：伯耆、石見、山口西部、伊予、高知東部など）
6. 現在の市町村の名称（例：周南市、さぬき市など）
7. 合併以前の旧市町村の名称（例：徳山市、志度町など）
8. その他（具体的に)

参考：たとえば「九州」は地方ブロック、「南九州」は地方ブロックの中の地理的区分、「信州」や「空っ風で有名な上州」は県内の一部地域や旧藩、「諏訪」は現在または合併以前の市町村を意味します。

【道州制への移行】

問11 すべての都道府県が一斉に道州制に移行すべきとお考えですか（○印は1つ）。

1. 道州制と現行の都道府県制度が併存することは望ましくないので、全国一斉に移行する
2. 全国一斉を原則とするが、合意の取れた圏域から先行して移行してもよい
3. まとまりの容易な圏域とそうでない圏域があるので、全国一斉にこだわらず合意の取れた圏域から移行すればよい
4. 道州に移行する中間的形態として、都道府県による合併や広域連合があってもよい
5. その他（具体的に)
6. よく分からない

【旧都道府県の扱い】

問12 複数の都道府県が道州を構成することになりますが、州都が置かれた都道府県以外の旧都道府県に対して、どのような扱いをするのが望ましいとお考えですか（○印は1つ）。

1. 旧都道府県に総合出先機関を設置する
2. 旧都道府県には、できるかぎり総合出先機関を設置しない
3. その他（具体的に)
4. よく分からない

【政令指定都市】

問13 国または道州から市町村へ権限・事務を移譲することにより、すべての市町村は現行の中核市・特例市と同様の権限・事務を担うことが見込まれます。政令指定都市については次のような意見がありますが、どの意見に賛成ですか（○印は1つ）。

1. 政令指定都市には特有の事務があるため、道州並みの特例を設け、一般の市町村と区分する
2. 政令指定都市には、その特性に応じて特例を設け、一般の市町村と区分する
3. 道州は広域的・調整的な役割を担うため、政令指定都市は一般の市町村と同じ扱いでよい
4. その他（具体的に)
5. よく分からない

【小規模町村】

問14 地理的条件などのために合併から取り残された小規模町村、合併してもあまり規模が大きくなり残ることが予想されます。こういった非常に規模が小さい町村については、どのような支援が望ましいとお考えですか（○印は1つ）。

1. 周辺の市町村が支援する
2. 道州が支援する
3. いずれかの市町村への合併を促進する
4. その他（具体的に)
5. よく分からない

【執行機関・議会】

問15 道州知事（仮称）は住民の直接選挙によって選任されることが予定されています。その任期については、どのようにお考えですか（○印は1つ）。

1. 多選禁止条項は設けなくてよい
2. 最大二期（8年）程度に制限する
3. 最大三期（12年）か四期（16年）程度に制限する
4. 任期はそれぞれの道州の決定に任せる
5. よく分からない

問16 道州議会の議員選挙は、どのような方法が望ましいとお考えですか（○印は1つ）。

1. 道州を単位とした比例代表制
2. 現行の都道府県を単位とした中選挙区制（以前の衆議院選挙区のように1つの選挙区で3～5人を選ぶ）
3. 人口で分割した小選挙区制（1つの選挙区で1人を選ぶ）
4. 小選挙区と道州全体を対象とした比例代表制の組み合わせ
5. よく分からない

【国・道州・市町村の関係】

問17 道州と市町村の事務・権限や役割分担について次の考えがありますが、どちらの方法が望ましいとお考えですか（○印は1つ）。

1. 国が基本的な法律で指針を定め、個別の法律で役割分担などを規定する
2. 国は基本的な法律で指針を定めるが、具体的な役割分担については道州が自治立法で規定する
3. よく分からない

問18 市町村の意見を道州に反映させるためには、どのような方法が望ましいとお考えですか（○印は1つ）。

1. 道州知事と市町村長から構成される連絡協議会のようなものを設置して協議する
2. 道州議会に市町村の代表（市町村や市町村議会議長）が参画する
3. よく分からない

問19 現在の都道府県議会の定員は、40人（人口75万人未満）から120人（人口100万人以上。東京都については130人）です。人口2～10万人に議員1人の割合となっています。道州議会の定員はどれくらいが望ましいとお考えですか（○印は1つ）。

1. もっと多くてもよいが、現行と同じく120～130人の上限を設ける
2. 人口5万人程度に1人 [人口500万人なら100人程度]
3. 人口7万人程度に1人 [人口500万人なら70人程度]
4. 人口10万人程度に1人 [人口500万人なら50人程度]
5. 人口12万人程度に1人 [人口500万人なら40人程度]
6. もっと少なくてよい
7. それぞれの道州の決定に任せればよい
8. よく分からない

問20 中国・四国地方には、下記のような国の地方支分局があります。道州制の導入に際し、これらをあえて「国の機関として残す」と「道州に移管または統合する」に分類するとすれば、どのようになるとお考えですか（それぞれ○印はいくつでも）。

	(1)国の機関として残す	(2)道州に移管または統合する
国家公安委員会・管区警察局	1	1
管区行政評価局*	2	2
総合通信局	3	3
法務局	4	4
地方入国管理局	5	5
公安調査庁・公安調査局	6	6
財務局	7	7
地方国税局	8	8
地方厚生局*	9	9
地方農政局*	10	10
地方経済産業局	11	11
地方整備局	12	12
地方運輸局	13	13

参考：*印は中国・四国地方が管轄区域、その他は中国地方と四国を別々に管轄区域としていることを示します。防衛施設庁、海上保安庁、検疫所、税関などは省略しています。

【財政調整】

問21 国から地方に税財源を移譲しても、何らかの財政調整は残す必要があると考えられます。どのような財政調整の仕組みが望ましいとお考えですか（○印は1つ）。

1. できるかぎり道州間で水平的に調整し、問題が生じたときにのみ国が調整する
2. 現行の地方交付税制度の問題点を改善し、国による垂直的な財政調整の仕組みを維持する
3. 道州間の水平的調整と国が介在した垂直的調整を組み合わせる
4. よく分からない

参考：2003年度の場合、人口一人あたり地方税収入は、東京都と沖縄県とは4.81倍（東京都と中国地方とは3.45倍、四国とは3.61倍）の格差があります。しかし財政移転の結果、人口一人あたり県民所得の格差は、東京都と沖縄県とは2.05倍（東京都と中国地方とは1.52倍、四国とは1.66倍）に縮小しています。

【推進課題】

問22 道州制を推進していくうえで、どのような問題や課題があるとお考えですか（○印はいくつでも）。

1. 住民の関心の低さ
2. 企業・経済界の関心の低さ
3. 中央省庁の抵抗
4. 国会議員の調整
5. 都道府県の調整
6. 市町村の合意形成
7. 首相のリーダーシップ
8. その他（具体的に

《広島大学道州制研究会（2005年度）》

代 表	川崎信文／大学大学院社会科学研究科長／比較行政、政治学
メンバー	江頭大蔵／大学院社会科学研究科法政システム専攻教授／社会学、社会福祉 菊地 彰／大学院社会科学研究科マネジメント専攻助手／行政組織、経営学 菅川健二／法学部客員教授／地方自治 瀧 敦弘／大学院社会科学研究科社会経済システム専攻教授／労働経済、統計学 戸田常一／大学院社会科学研究科マネジメント専攻教授／地域政策、プロジェクト評価 森邊成一／大学院社会科学研究科法政システム専攻教授／地方自治、政治過程
事務局	伊藤敏安／大学院社会科学研究科附属地域経済システム研究センター長／地域経済・産業

道州制に関する意識調査結果

—中国・四国の市町村、地場企業、商工会議所—

2006年5月

著者 広島大学道州制研究会
発行 広島大学地域経済システム研究センター
広島市中区東千田町1丁目1番89号